


# 亀山市新庁舎建設基本構想

平成31年3月  
 三重県亀山市

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>I. 現庁舎の現況と新庁舎建設の必要性</b> ..... | 1  |
| 1. 現庁舎の現状把握                      |    |
| 2. 現庁舎の課題・問題点                    |    |
| 3. 新庁舎建設の必要性                     |    |
| <b>II. 行政機能集約の検討</b> .....       | 20 |
| 1. 基本的な考え方                       |    |
| 2. 各庁舎の現状と検討の方向性                 |    |
| <b>III. 基本理念と基本方針</b> .....      | 24 |
| 1. 基本理念                          |    |
| 2. 基本方針                          |    |
| <b>IV. 新庁舎の概要</b> .....          | 27 |
| 1. 導入する機能                        |    |
| 2. 施設の性能                         |    |
| 3. 規模の想定                         |    |
| <b>V. 新庁舎建設候補地の条件</b> .....      | 38 |
| 1. 候補地選定の考え方                     |    |
| 2. 候補地の条件                        |    |
| 3. 新庁舎建設予定地の決定                   |    |
| <b>VI. 事業計画の検討</b> .....         | 40 |
| 1. 事業手法                          |    |
| 2. 事業費と財源                        |    |
| 3. 建設スケジュール                      |    |
| <b>資料</b> .....                  | 43 |
| 1. 亀山市新庁舎建設庁内検討委員会               |    |
| 2. 策定経過                          |    |

# I. 現庁舎の現況と新庁舎建設の必要性

## 1. 現庁舎の現状把握

### (1) 現庁舎の概要

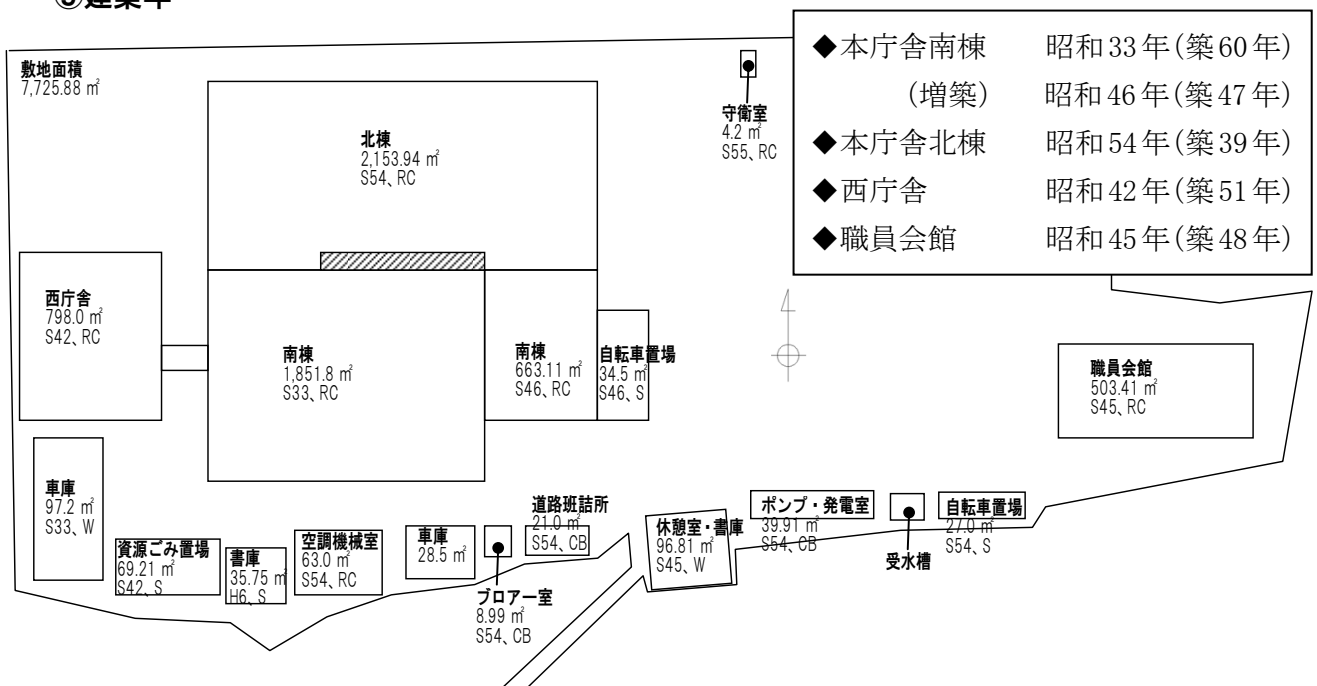
- ①所在地 亀山市本丸町 577 番地
- ②建物階数 地上 3 階、地下 1 階
- ③構造 鉄筋コンクリート造
- ④面積 (単位: m<sup>2</sup>)

| 施設名 |      | 建築面積     | 延床面積     | 事務所面積    | 敷地面積     |
|-----|------|----------|----------|----------|----------|
| 本庁  | 南棟   | 862.61   | 2,514.91 | 2,514.91 | 7,725.88 |
|     | 北棟   | 717.34   | 2,153.94 | 2,153.94 |          |
|     | 西庁舎  | 261.00   | 798.00   | 798.00   |          |
|     | 職員会館 | 210.51   | 503.41   | 503.41   |          |
|     | 附属施設 | 357.07   | 397.32   | 397.32   |          |
| 合計  |      | 2,408.53 | 6,367.58 | 6,367.58 |          |

### 【参考】

|            |          |           |          |           |
|------------|----------|-----------|----------|-----------|
| 関支所        | 877.61   | 2,356.92  | 2,356.92 | 5,442.33  |
| 総合保健福祉センター | 3,565.52 | 5,460.00  | 637.80   | 20,177.00 |
| 総合環境センター   | 2,008.27 | 6,989.49  | 374.50   | —         |
| 加太出張所      | 823.70   | 823.70    | 33.12    | —         |
| 合計 (本庁含む)  | 9,683.63 | 21,997.69 | 9,769.92 | 33,345.21 |

### ⑤ 建築年



昭和 33 年

● **本庁舎南棟**



昭和 42 年

● **西庁舎**

昭和 45 年

● **職員会館**



昭和 46 年

● **本庁舎南棟（増築）**

昭和 54 年

● **本庁舎北棟**

昭和 58 年

● **関支所庁舎（旧関町役場）**



平成 12 年

● **総合環境センター**

平成 13 年

● **総合保健福祉センター**



平成 18 年～  
平成 19 年

● **本庁舎・西庁舎 耐震補強工事**

⑥ 駐車場 (単位：台)

| 来客用 | 公用車 | 職員用 | 計   |
|-----|-----|-----|-----|
| 92  | 58  | 213 | 363 |

⑦ 配置



⑧耐震状況 平成 17 年度 耐震診断の実施  
平成 18、19 年度耐震補強工事の実施

※耐震補強について

一般社団法人三重県建築士事務所協会（耐震判定会）で適切であると判定された庁舎耐震補強計画に基づき、補強工事を平成 18、19 年度に行い、補強後の耐震性能は下表のとおりとなっています。同計画では、建物の耐震性能を表す  $I_s$  値について、法定目標値の 0.6 を上回る 0.75~0.825 としており、全ての棟において計画目標を達成しています。

| 棟    | 耐震補強前              |   |      | 耐震補強後 |   |      | 法定目標値<br>(計画目標値) |
|------|--------------------|---|------|-------|---|------|------------------|
|      | Is 値 (建物の耐震性能)     |   |      |       |   |      |                  |
|      | →建物の形状や経年状況を考慮して算出 |   |      |       |   |      |                  |
|      | 方向                 | 階 | 判定値  | 方向    | 階 | 判定値  |                  |
| 本庁南棟 | X                  | 3 | 1.47 | X     | 3 | 1.47 | 0.6<br>(0.825)   |
|      |                    | 2 | 0.61 |       | 2 | 0.92 |                  |
|      |                    | 1 | 0.34 |       | 1 | 0.83 |                  |
|      | Y                  | 3 | 1.02 | Y     | 3 | 1.02 |                  |
|      |                    | 2 | 0.77 |       | 2 | 0.87 |                  |
|      |                    | 1 | 0.77 |       | 1 | 0.84 |                  |
| 本庁北棟 | X                  | 3 | 1.74 | X     | 3 | 1.74 | 0.6<br>(0.75)    |
|      |                    | 2 | 0.52 |       | 2 | 0.97 |                  |
|      |                    | 1 | 0.67 |       | 1 | 1.01 |                  |
|      | Y                  | 3 | 1.84 | Y     | 3 | 1.84 |                  |
|      |                    | 2 | 1.14 |       | 2 | 1.14 |                  |
|      |                    | 1 | 0.68 |       | 1 | 0.82 |                  |
| 西庁舎  | X                  | 3 | 0.69 | X     | 3 | 1.23 | 0.6<br>(0.825)   |
|      |                    | 2 | 0.48 |       | 2 | 1.14 |                  |
|      |                    | 1 | 0.34 |       | 1 | 0.83 |                  |
|      | Y                  | 3 | 0.46 | Y     | 3 | 1.10 |                  |
|      |                    | 2 | 0.30 |       | 2 | 0.91 |                  |
|      |                    | 1 | 0.43 |       | 1 | 0.94 |                  |

※ X 方向：東西方向、Y 方向：南北方向

※  は基準未満

【Is 値とは】

| 地震指標                 | 安全性                            |
|----------------------|--------------------------------|
| $I_s < 0.3$          | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |
| $0.3 \leq I_s < 0.6$ | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| $0.6 \leq I_s$       | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |

※建築基準法の耐震基準が改正された昭和 56 年以前に建設された庁舎が多く、東日本大震災や熊本地震等の大地震では、全壊又は倒壊の恐れがあるとして災害対策本部を庁舎外に設置することを余儀なくされ、行政機能が麻痺状態となる事例が相次ぎました。右の宇土市役所は、耐震対策が講じられておらず、庁舎が崩壊したため、災害対策本部を隣接する駐車場に設置し、後に体育館に移すという対応をとりました。



## (2) 庁舎と行政機能

現在、本市の行政機能は、本庁舎・西庁舎、関支所庁舎、総合保健福祉センター、総合環境センターと大きく4庁舎に分かれています。保健福祉部門と環境部門は、社会的問題や地域課題に迅速かつ的確に対応するため、平成12年、13年にそれぞれ新たに庁舎を設置し、関係機関との連携強化を図るとともに、きめ細かな質の高いサービスの提供を実現してきました。

また、それぞれ別組織・別庁舎であった上下水道部門は、平成18年4月の組織・機構改革により統合して事務所を関支所庁舎へ移し、相互連携を図ってきました。

さらに、本市は東海道沿道を中心に歴史的資源を保存しており、関支所庁舎を拠点に観光協会や東海道関宿まちなみ保存会等の各種団体とともに、まちなみ保存と観光の一体的な推進を図る体制を築いてきました。

### 本庁舎



下水道部門  
観光・まちなみ保存・文化スポーツ部門

### 関支所庁舎



連携

観光協会等

平成18年4月の組織・機構改革により上下水道部門を統合し、事務所を関支所庁舎に移しました。

上水道部門

第2水源地  
(旧水道庁舎)

保健部門

待機児童館  
(旧保健センター)

### 総合保健福祉センター



連携

社会福祉協議会等

平成13年、超高齢社会の到来に向けて、保健・福祉・医療の各分野間での連携と、より質の高いサービスの提供が求められる中、行政と社会福祉協議会・民生委員・ボランティア団体等が一体となって市の総合的な保健福祉施策を推進するために設置しました。

福祉部門





### 総合環境センター



環境部門

平成12年、地球規模での環境対策や限りある資源の有効活用など環境になるべく負荷を与えない循環型の地域社会づくりが求められる中、市の環境施策を総合的に推進するために設置しました。

【庁舎と組織機構】

| 部局       | 本庁舎<br> | 関支所庁舎<br> | 総合保健福祉センター<br> | 総合環境センター<br> |
|----------|--|--|--|---|
| 総合政策部    | 政策課<br>総務課<br>財務課<br>税務課   | (ZTV収録スタジオ)  |  |   |
| 生活文化部    | まちづくり協働課<br>市民課  | 文化スポーツ課<br>地域観光課   |  | 環境課   |
| 健康福祉部    |  | ※健康づくり関センター<br>に1名配置   | 地域福祉課<br>長寿健康課<br>子ども未来課   |   |
| 産業建設部    | 産業振興課<br>用地管理課<br>土木課<br>都市整備課   |  |  |   |
| 上下水道部    |  | 上水道課<br>下水道課   | ※中央監視制御装置は第2水源地（阿野田町）に設置   |   |
|          | 防災安全課  | 防災行政無線同報系操作室   |  |   |
|          | 会計課  |  |  |   |
| 教育委員会事務局 | 教育総務課<br>学校教育課<br>生涯学習課  |  |  |   |
| 議会事務局    | 議事調査課<br>監査委員事務局   |  |  |   |
|          | 選挙管理委員会事務局   |  |  |   |



### (3) 新庁舎建設のこれまでの経緯

平成 19 年度に新庁舎建設に向け、庁舎建設基金を設置して財源の積み立てを開始するとともに、基本構想の素案を作成しました。しかし、平成 20 年の世界的金融危機の発生によって市の財政状況の悪化が見込まれる中、庁舎建設より優先すべき政策課題があるとして、新庁舎建設の一時凍結を決断しました。

その後、様々な社会経済状況の変化が起こる中で、特に平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は防災拠点としての庁舎のあり方を再度見直す機会となり、平成 29 年 4 月から新庁舎建設に向けての取組を本格的にスタートさせました。



| 時期          | 主な項目  |
|-------------|---|
| 平成 16 年 3 月 | <b>新市まちづくり計画の策定</b><br>・合併協議により新庁舎建設を新市まちづくり計画に位置付ける。<br>「新市の行政機能の中心となる総合的な防災機能やインフォメーション機能を備えた市民に親しまれる庁舎の整備を行います。」   |
| 平成 18～19 年度 | <b>耐震補強工事の実施</b><br>・一般社団法人三重県建築士事務所協会（耐震判定会）で適切であると判定された庁舎耐震補強計画に基づき、現庁舎の耐震補強工事を実施する（工事費約 1 億 400 万円）。   |
| 平成 19 年 3 月 | <b>第 1 次亀山市総合計画の策定</b><br>・市庁舎の整備として計画に位置付ける。<br>「総合的な防災機能や情報発信機能を備えた市民に親しまれる新庁舎の整備に向けて、適正規模、機能、位置などの検討を行うとともに、整備にかかる財源確保を図ります。」  |
| 平成 19 年 4 月 | <b>庁舎建設基金の設置</b>  |
| 平成 20 年 3 月 | <b>亀山市新庁舎建設基本構想（素案）の作成</b><br>・庁内検討委員会で協議検討を重ね、たたき台として新庁舎建設に係る基本的な事項を取りまとめる。  |
| 平成 21 年 2 月 | <b>新庁舎建設の一時凍結</b><br>・昨今の経済情勢を考慮し、庁舎建設より優先すべき政策課題があるため、中長期的な財政見通しや都市計画の視点も含め、再検討が必要であると判断する。  |
| 平成 29 年 3 月 | <b>第 2 次亀山市総合計画の策定</b><br>・平成 28 年 4 月発生した熊本地震を受けて、防災対策の重要性、防災拠点としてのあり方を再度見直し、新庁舎建設に向けて計画に位置付ける。<br>「行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎建設に向けて、都市機能・防災なども含めた多面的な検討を行うとともに、事業実施に向けた財源確保に努めます。」 |
| 平成 29 年度    | <b>現庁舎の課題・問題点の整理</b><br>・部長級会議や部局ヒアリングにより現庁舎の課題・問題点を洗い出す。   |

#### (4) 社会経済情勢の変化

平成 20 年度に新庁舎建設を一時凍結して以降、2つの大地震の発生や世界的金融危機など、様々な社会経済情勢の変化が起こっています。また、建築物における法令等の改正も行われているなど、新たな課題の要因にもなっています。

| 時期           | 主な項目  |
|--------------|---|
| 平成 20 年 9 月  | <b>世界的金融危機（リーマン・ショック）の発生</b><br>・ 亀山市では平成 24 年度から再び地方交付税の交付団体となる。   |
| 平成 21 年 9 月  | <b>エレベーターの安全に係る技術基準の見直し</b><br>・ 戸開走行保護装置と地震時管制運転装置の設置が義務付けられる。   |
| 平成 23 年 3 月  | <b>東日本大震災の発生</b>  |
| 平成 23 年 4 月  | <b>公文書管理法（公文書等の管理に関する法律）の施行</b><br>・ 行政の適正かつ効率的な運営、国民共有の知的資源の適切な保存などを目的に制定（平成 21 年 7 月）される。<br>・ 施行に際し、国は行政文書の管理に関するガイドラインを示す。  |
| 平成 23 年 6 月  | <b>介護保険法の改正</b><br>・ 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す。  |
| 平成 24 年 10 月 | <b>三重県おもいやり駐車場利用証制度の開始</b><br>・ 障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設などに「おもいやり駐車場」を設置する。   |
| 平成 25 年 3 月  | <b>国立社会保障・人口問題研究所が「日本の地域別将来推計人口」を発表</b><br>・ 2040 年の総人口は、すべての都道府県で 2010 年を下回ると推測される。<br>・ 亀山市も平成 28 年 2 月策定の「亀山市人口ビジョン」で、2020 年をピークに減少に入ると推計している。<br>・ 高齢化率は、亀山市新庁舎建設基本構想の策定時（平成 20 年 3 月）の 21.1% から現在（平成 30 年 10 月）の 26.3% まで上昇しており、今後も上昇すると推測される。 |
| 平成 25 年 4 月  | <b>省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）の改正</b><br>・ 「電気の需要の平準化の推進」「トップランナー制度の建築材料等への拡大（断熱材や複層ガラス等）」が追加される。   |
| 平成 25 年 6 月  | <b>世界最先端 I T 国家創造宣言の発表</b><br>・ 総務省が、地方自治体の電子自治体に係る取組みを一層推進することを目的に「電子自治体の取組みを加速するための 10 の方針」を定める。  |
| 平成 26 年 4 月  | <b>建築基準法施行令の改正</b><br>・ 建築物の天井脱落対策、エレベーター等の脱落防止対策等に係る規定の一部が改正される。   |
| 平成 28 年 4 月  | <b>障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）の施行</b><br>・ 全ての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定される（平成 25 年 6 月）。<br>・ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（平成 27 年 3 月策定）にも法律の趣旨が反映される。                                    |
|              | <b>熊本地震の発生</b>  |

| 時期          | 主な項目   |
|-------------|--|
| 平成 29 年 3 月 | <b>第 2 次亀山市総合計画の策定</b>   |
|             | <b>亀山市公共施設等総合管理計画の策定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年 12 月に発生した笹子トンネルの天井板落下事故をきっかけに、国が各自治体に計画の策定を要請する。</li> <li>・本市は、60 年間で 25%の将来費用の削減目標を掲げ、更新時の集約化・複合化を推進する。(市庁舎は分散する行政機能の集約化も含めた多機能型の施設を整備することを方針とする。)</li> </ul>            |
|             | <b>労働基準法改正に向けた取組 (平成 31 年 4 月改正目標)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国が IT を駆使した「働き方改革」を推進する。</li> </ul>   |
| 平成 29 年 4 月 | <b>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行 (平成 28 年に一部施行)</b>  |
|             | <b>母子保健法の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターの設置が法定化 (努力義務) される。</li> <li>・妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、概ね平成 32 年度末までに全国展開を目指す。</li> </ul>  |
| 平成 29 年 6 月 | <b>亀山市立地適正化計画の策定</b>   |
|             | <b>文化芸術振興基本法の改正 (題名も文化芸術基本法に改正)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の建物等においては文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努力義務の条項が新設される。なお、同法には、国の建物等の建築にあたって、その外観について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとするとも規定されている。</li> </ul>                    |
| 平成 30 年 7 月 | <b>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法等の関連法の改正により、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられる。</li> </ul>                                |
|             | <b>健康増進法の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められる。</li> <li>・2020 年 4 月 1 日施行。学校・病院・児童福祉施設等、行政機関等は、2019 年 7 月 1 日から原則敷地内禁煙となる。</li> </ul> |

## 2. 現庁舎の課題・問題点

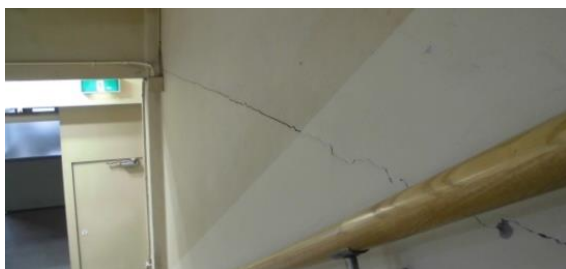
### (1) 現庁舎の課題・問題点

現庁舎の課題・問題点について、以下の8つの点から抽出を行います。また、課題等の抽出にあたっては、社会経済状況の変化や行財政運営上の課題も同時に整理します。



## ①庁舎の老朽化

- ◆本庁舎南棟は、建設から約 60 年が経過しているなど、建物全体の老朽化が進んでおり、床や壁にクラックも見受けられる。



- ◆電気・空調・給排水等の建築設備も老朽化による不具合が多く、毎年、設備の修理や更新に費用がかかっている。故障した場合、既に部品供給が行われていない設備もあり、修理が不可能である。また、構造が複雑であることも、メンテナンスや更新に多額の費用を要する原因となっている。
- ◆耐用年数の過ぎた設備もあり機能低下が著しく、特に空調設備については、機密性、断熱性も低いため、効率的・経済的でなく、省エネに対応できていない。



- ◆平成 19 年度に耐震補強工事を行ったが、今後の劣化も含めた耐用年数、耐震強度などを考慮すると、市民の防災拠点として市庁舎に求められる高い耐震性能を確保することは非常に困難である。また、非構造部材の耐震化がされていない。
- ◆現庁舎は、行政手続きを行うだけの機能しかないため、施設の利用率や市民の満足度が低い傾向にある。
- ◆照明や壁・床の材質等が無機質な感じの建物となっており、全体的に暗く、温かみを感じられない。
- ◆太陽光発電や雨水の利用など、経済性・環境に配慮した省エネ対応やクリーンエネルギー対応となっていない。

## ②庁舎の狭隘化と機能分散

- ◆市庁舎が狭隘であることなどから、一部の行政部門が本庁とは別の施設にあり、行政機能が分散している。1 箇所で手続きが完了しないこともあり、市民サービスの低下を招いている。また、行政機能が分散しているため、他部局の業務を担う状況となっている。
- ◆庁舎が分散していることから、会議から決裁や公印等の日常の事務まで、移動による時間がかかり事務効率が悪くなっている。また、庁舎間の移動に公用車が必要であり、燃料費や人件費などのコストがかかっている。

- ◆ロビー、待合スペースが狭く限られており、ラウンジ等のくつろげる場所がなく、市民が快適に利用できる空間が提供できていない。



- ◆廊下、エレベーターが狭いため、救急搬送時等に迅速な搬送ができない恐れがある。
- ◆情報発信コーナーや掲示板など情報を集約する場所がなく、部署ごとにポスター掲示やパンフレット設置を行っているため、市民が効率よく情報を得ることができない。
- ◆カウンターに仕切りが一部しかなく、個人のプライバシーが守られていない窓口がある。
- ◆個別の相談ができる部屋が1室しかなく、複数の相談に対応できない。
- ◆市民の交流スペースや小規模なイベント・展示を行うスペースがない。
- ◆廊下に書架やラック等が設置されているため、通路が狭く、通行の妨げとなっている。
- ◆増改築を重ねてきたため、動線が複雑で来庁者にとって担当部署が分かりづらい配置となっている。また、採光がなされていないため、昼間でも暗い場所もあり、風通しも悪く、閉塞感がある。



- ◆駐車場や駐輪場が狭隘であり、駐車場の舗装にクラックや凹凸があり、水溜りができる箇所がある。



※国土交通省通達(平成4年)「駐車場設計・施工指針について」で示す普通乗用車の幅員は2.5mである。

### ③事務の効率化、高度情報化への対応

- ◆執務室のスペースが狭く、室内の動線が考慮されていないため、作業効率の低下を招いてい

る。また、デスクと窓口の距離が短いため、場所によっては窓口からパソコンの画面が見えたり、執務室内の会話の内容が聞き取れる状態にある。

- ◆ 書庫のスペースが狭く限られている。また、場所が分散されており、分類・整理が十分でないため使い勝手が悪い。
- ◆ フロアごとの職員数の偏りや照明器具の位置など、機構改革や人事異動等により執務室内の配置変更に対応できる構造となっていない。
- ◆ 書庫や倉庫などの共有スペースが不足しており、効率的な事務執行に支障を来している。フロアに仕切りを設置して対応している場所もあり、狭くなっている。



- ◆ 事務室の収納スペースが限られており、書類が床やロッカーの上に山積みになっている。また、書類やパソコンを置くにはデスクが小さく、作業効率が悪い。
- ◆ 書類等が床やロッカーの上に山積みになっていることから、火災発生時に延焼、拡大を助長する恐れがある。



- ◆ 情報化社会の進展に伴うOA機器の増加等により事務室やサーバー室等が手狭になっている。
- ◆ 電気配線、LAN配線等のモールが床に張り巡らされており、転倒等の可能性がある。また、コンセントが不足していることから、タコ足配線による定格容量超過や溜まった埃によるトラッキング現象など発火の危険性がある。



#### ④ユニバーサルデザインへの対応

- ◆通路やトイレ、エレベーターなど、庁舎の構造が高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーに十分な対応がされていない。また、職員会館もバリアフリーとなっていない。
- ◆西庁舎にエレベーターが設置されていないため、3階への車いすでの移動ができない。
- ◆視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の設置が不十分である一方、狭隘な廊下に設置されたブロックにより車椅子利用者や高齢者等の通行に危険な状態である。
- ◆庁舎内において、緊急地震速報など緊急の重要な情報が、音声のみで情報発信されており、聴覚障がい者には分かりづらくなっている。
- ◆サインが漢字表記のみとなっているところもあり、ユニバーサルデザインの視点が取り入れられておらず、誰にでも分かりやすい表記となっていない。
- ◆授乳室やキッズスペース、トイレのオムツ交換台、窓口の幼児用椅子などが設置されておらず、子育て世代が利用しやすい庁舎となっていない。
- ◆思いやり駐車場に屋根がない（身体障がい者用は片側のみ）など、雨天時の動線の確保が不十分である。



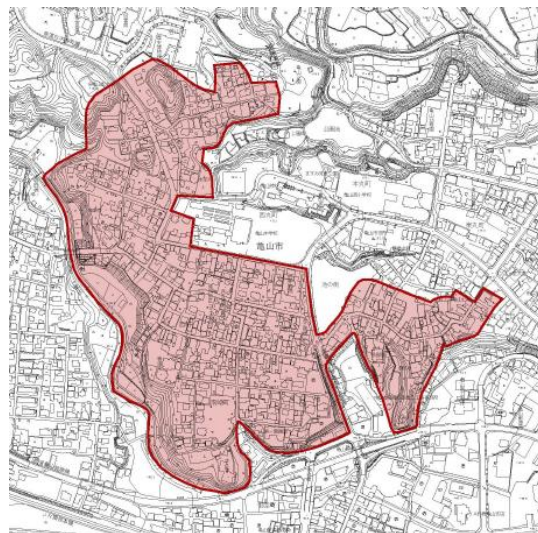
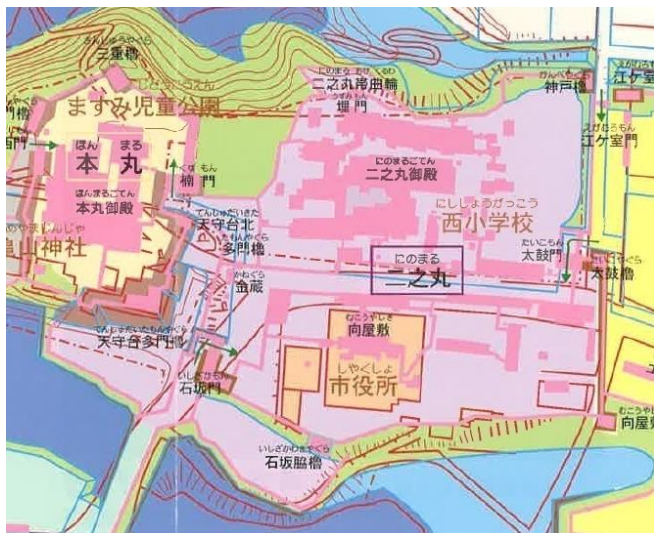
#### ⑤防災と庁内セキュリティへの対応

- ◆災害本部となる大会議室と危機管理部門が別フロアとなっているため、本部の設置や情報収集など非効率となっている。また、大規模災害時におけるマスコミ等への情報発信、応援部隊の受入れ等のスペースがない。
- ◆災害時の復旧活動や行政機能維持のための電力や給排水の確保、備蓄倉庫のスペースなど、防災拠点としての対策が十分でない部分がある。
- ◆重要なデータや書類を保管するサーバー室や書庫が、災害に耐えられる構造となっていない。特に、地下書庫については、浸水や震災時の搬出が困難と予想される。
- ◆災害時の夜間出動の際に仮眠できる場所がない。
- ◆執務室や書庫への出入りに制限がないため、職員以外が容易に入室できる状況であり、セキュリティが確保されていない。夜間や休日についても、宿日直による管理がなされているものの、完全なセキュリティの確保には至っていない。
- ◆会議室や相談室の出入口が1ヶ所しかなく、緊急時に安全に退避できる構造となっていない。



## ⑥景観、土地利用への対応

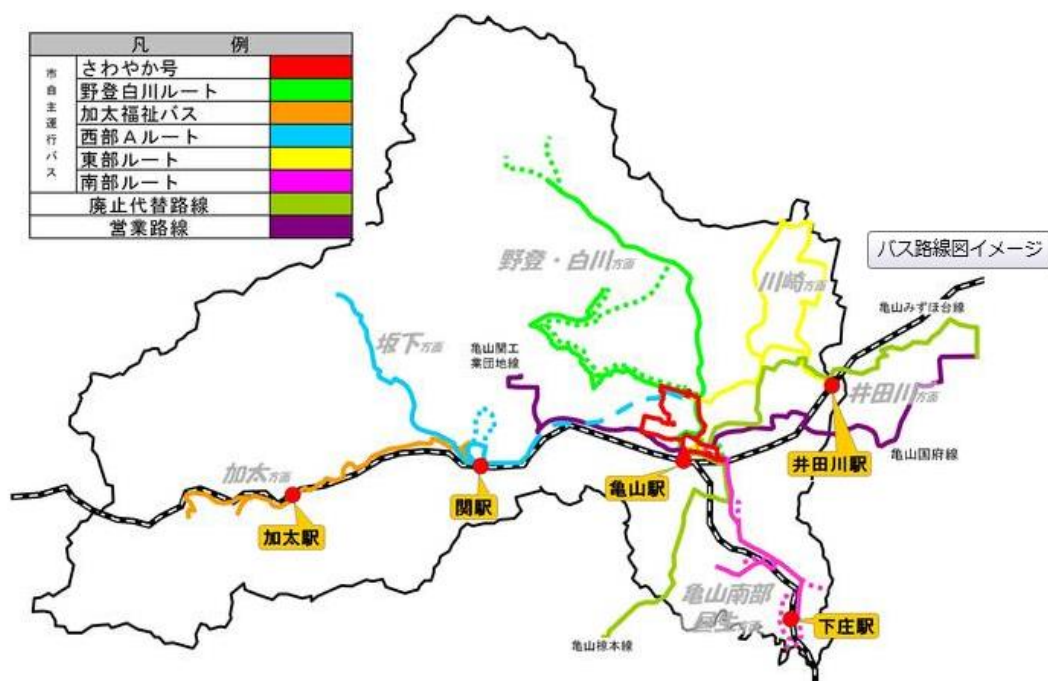
- ◆現庁舎は、亀山城跡に位置しているが、歴史文化や景観に配慮した建物とはなっていない。
- ◆市庁舎のための広い駐車場が市街地中心部にあることから、土地の有効利用といった観点から問題がある。



亀山城下町景観形成推進地区（亀山市景観計画）

## ⑦公共交通アクセスへの対応

- ◆公共交通アクセスとして「さわやか号」等が運行されているが、運行区域が限られている。運行区域外から来庁するためには、バスの乗換えが必要となり、高齢者等の交通弱者には負担を与えている。
- ◆高齢化率が 26.3%（平成 30 年 10 月現在）と 10 年間で約 5%上昇しており、今後も上昇することが予測される中、乗合タクシーが導入されたが、それ以外の公共交通機関での来庁がしづらい状況となっている。



## ⑧働きやすい職場環境

- ◆合併により職員数が増加し、執務室のスペースが狭隘となっている。また、書類の保管スペースも少ない状況である。
- ◆遮音対策がなされていないため、外部からの音により会議などの運営に支障を来している。
- ◆各施設から本庁に来た際、待ち時間がある場合に待機する場所がない。
- ◆気密性が低く、空調機の効きが悪い（特に西庁舎は暖房が効かない。）ため、暑すぎたり、寒すぎたりと季節によって快適な温度で仕事ができない。また、本庁舎は空調機が中央管理方式のため、温度調整が難しい状況である。
- ◆更衣室とロッカーのスペースが狭く、雨具を乾燥させるスペースもなく不衛生である。また、災害時の出動や夏場の作業などの後に使用できるシャワールームがない。
- ◆喫煙室は扉を開けると外へ煙が漏れる状態となっており、特に、1階男子更衣室は中に喫煙室があり、完全分煙となっていない。
- ◆資料室はあるが、殆ど活用されておらず、その役割を果たしていない。



- ◆福利厚生施設（食堂、休憩室等）のスペースが十分でないため、食事を自席で取らなければならない。また、施設が離れた場所にあり不便なため、活用する職員が少ない。
- ◆休憩室や更衣室に体調不良時に横になるスペースがない。

## (2) 行財政運営上の課題

本市の行財政運営上の課題に対しては、平成 27 年 8 月に第 2 次亀山市行財政改革大綱を策定し、本大綱に掲げた目標達成に向けて全庁的に取り組んでいます。

しかし、同大綱に以下のように記述しているとおり、財政運営は今後も厳しくなると予測され、特に大規模事業については、維持管理経費を含めた事業費を十分検討する必要があります。

### ①高齢者の増加による医療費、社会保障費等の増大

少子高齢化の進展により、子育て支援対策や医療・介護に要する費用など社会保障関係費は増加し続けています。

扶助費については、高齢化率の上昇などにより平成 21 年度の約 19 億円から平成 26 年度の約 33 億円と大きく増加しています。

また、国民健康保険の保険給付費についても、約 4 億円の増加となっており、今後も同様の動きが見込まれています。

### ②人口減少（生産年齢人口減少）による労働力の減少と税収入減収への影響

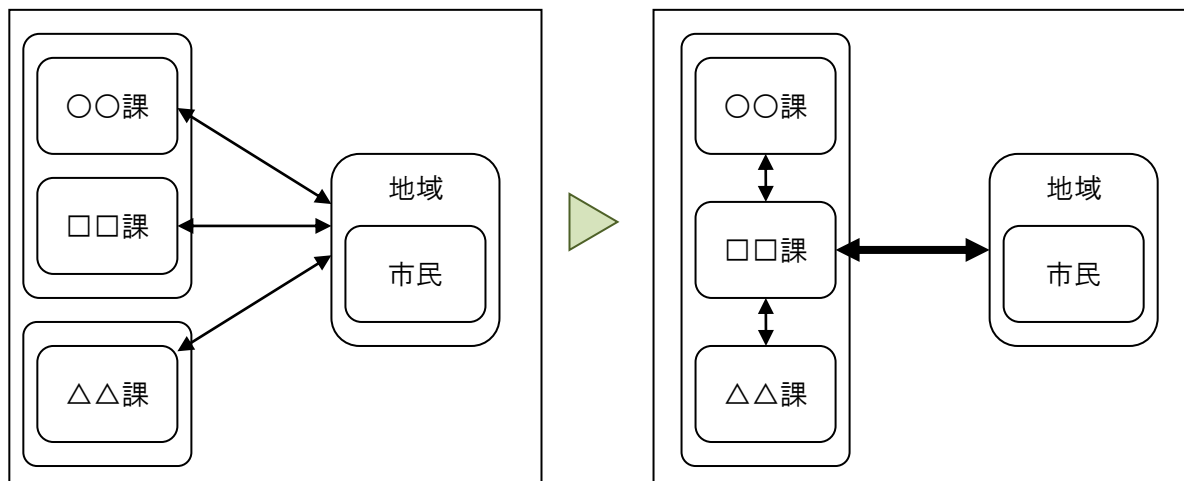
国立社会保障・人口問題研究所が平成 24 年 1 月に公表した人口推計によると、長期の人口減少過程に入るとしています。本市においても、同様の傾向にあると予測されるだけでなく、市内における人口の減少地域と増加地域の偏在性がより一層顕著になる恐れがあります。

平成 30 年 10 月現在で、高齢化率は 26.3%と 10 年間で約 5%上昇しており、反対に生産年齢人口（15～64 歳）比率は、59.6%と 10 年間で約 5%減少しています。

このような状況から、将来の費用負担を考えた場合、複数の庁舎に分散するより新庁舎へ集約することで維持管理経費の抑制を図り、後年の財政負担を軽減する必要があります。

また、庁舎の分散は、市民サービスの低下を招くだけでなく、部署間のコミュニケーションが取りづらく、業務や施設管理においても時間や経費のロスが多くなっています。このことから、各部署が連携を密にし、市民にとっても行政にとっても効率的で、市民サービスの向上につながるような庁舎を目指す必要があります。

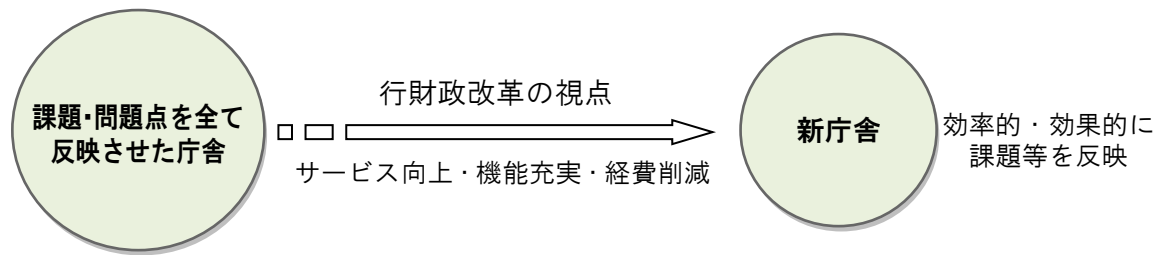
### 【連携のイメージ図】



なお、新庁舎の建設にあたっては、庁舎の集約化の他にも現在の様々な課題・問題点を解決してそのまま反映させると、延床面積が増加し、建設にも膨大な費用を要することとなります。

また、平成 29 年 3 月策定の亀山市公共施設等総合管理計画において、60 年間で更新や大規模改修等に係る経費を、集約化や複合化等によって 25%削減する目標を掲げています。

このことから、効率的・効果的に課題等を反映させるため、行財政改革の視点も取り入れた検討が必要となります。



10 m<sup>2</sup>増えると 400 万円  
 建設費 40 万円/m<sup>2</sup>とすると... 100 m<sup>2</sup>増えると 4,000 万円 の増となる。  
 1,000 m<sup>2</sup>増えると 4 億円

※1 m<sup>2</sup>当たりの単価は、一般財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書（平成 23 年 3 月）」による更新単価。

※他市の建設費の事例は、下表のとおり。

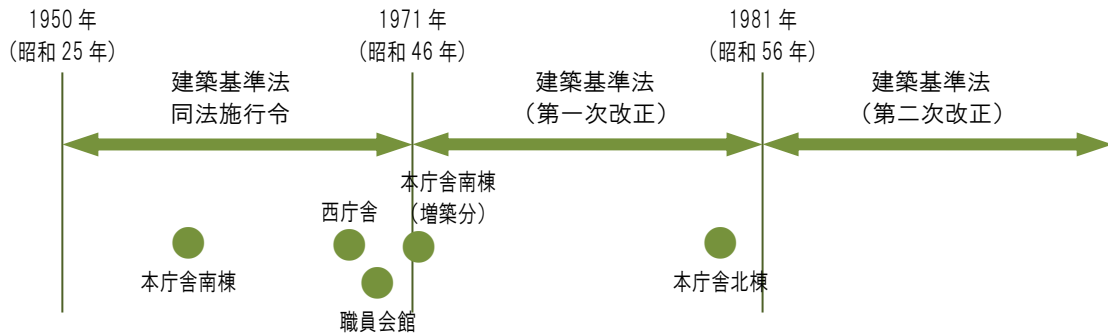
【他市の建設費】

| 自治体名 |        | 人口<br>(人) | 建築年度       | 延床面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 建築費用<br>(億円) | m <sup>2</sup> 単価<br>(万円) |
|------|--------|-----------|------------|---------------------------|--------------|---------------------------|
| 三重県  | いなべ市   | 45,574    | 平成 31 年度予定 | 14,612                    | 82.0         | 56.1                      |
| 三重県  | 伊賀市    | 92,409    | 平成 30 年度   | 14,521                    | 54.6         | 37.6                      |
| 栃木県  | 真岡市    | 80,784    | 平成 31 年度予定 | 13,000                    | 60.0         | 46.2                      |
| 栃木県  | 大田原市   | 74,066    | 平成 31 年度予定 | 9,900                     | 57.0         | 57.6                      |
| 山梨県  | 南アルプス市 | 71,843    | 平成 30 年度   | 11,700                    | 68.1         | 58.2                      |
| 滋賀県  | 甲賀市    | 91,082    | 平成 29 年度   | 16,884                    | 68.0         | 40.3                      |
| 茨城県  | 坂東市    | 54,599    | 平成 28 年度   | 12,318                    | 57.6         | 46.8                      |
| 兵庫県  | 三田市    | 112,865   | 平成 27 年度   | 12,953                    | 55.4         | 42.8                      |
| 兵庫県  | 南あわじ市  | 47,674    | 平成 27 年度   | 7,056                     | 26.6         | 37.7                      |
| 長野県  | 飯田市    | 101,901   | 平成 27 年度   | 8,619                     | 34.1         | 39.6                      |
| 岡山県  | 高梁市    | 30,812    | 平成 27 年度   | 6,451                     | 26.6         | 41.3                      |
| 新潟県  | 燕市     | 80,009    | 平成 25 年度   | 11,787                    | 43.4         | 36.8                      |

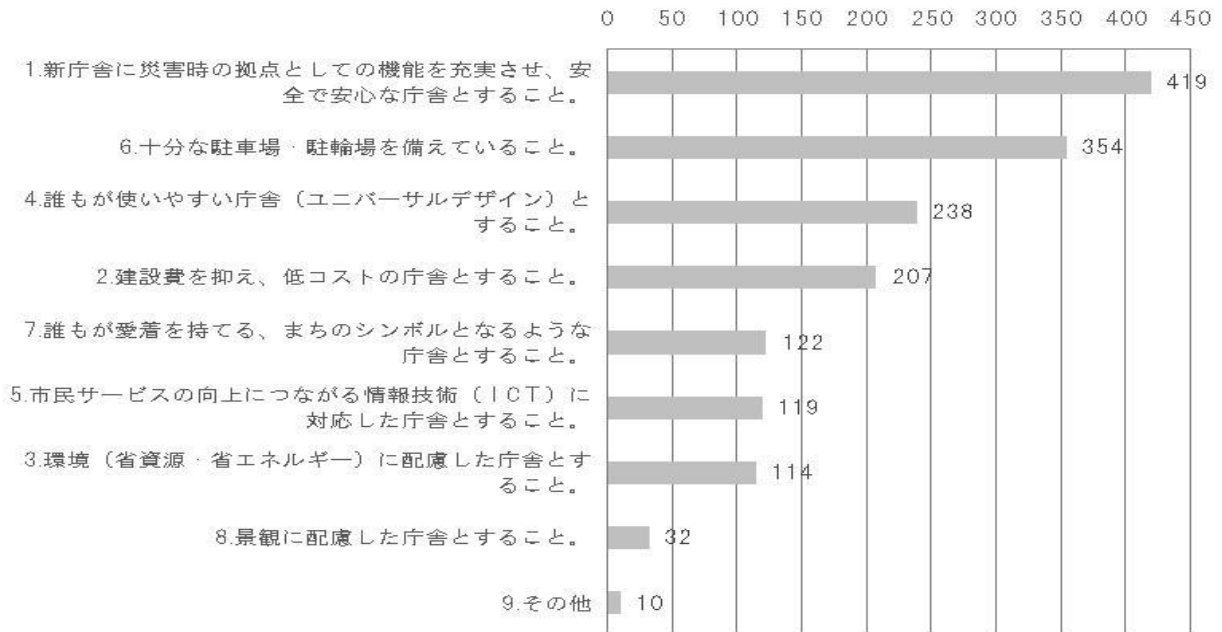
※人口は平成 30 年 9 月 1 日現在

### 3. 新庁舎建設の必要性

現庁舎は、昭和56年の建築基準法の改正された耐震基準以前に建設されており、平成18、19年度に耐震補強工事を行い耐震基準は満たしているものの、著しく老朽化が進んでいる状態です。建設から60年が過ぎている建物もあり、大規模改修による長寿命化を行うためには、多額の費用が必要となります。また、長寿命化を行ったとしても、狭隘化、分散化、バリアフリー化など現庁舎が抱える課題を解決することは困難な状況です。



平成30年度に実施した市民アンケートにおいて「新庁舎の建設にあたって重視すべきこと」の問いに対して、「新庁舎に災害時の拠点としての機能を充実させ、安全で安心な庁舎とすること」と回答した割合が最も高く、防災拠点としての機能を確保し、市民にとって安全・安心のよりどころとなる庁舎が求められています。



【市民アンケート調査（平成30年度実施）】

これらのことから、老朽化による安全性への不安、狭隘化や行政機能の分散化など現庁舎が抱える課題を解消し、質の高い市民サービスの提供と市民のニーズや時代の要請に応えるためには、十分な防災機能を確保し、機能性、安全性などに優れた新庁舎の建設が必要となります。

## II. 行政機能集約の検討

### 1. 基本的な考え方

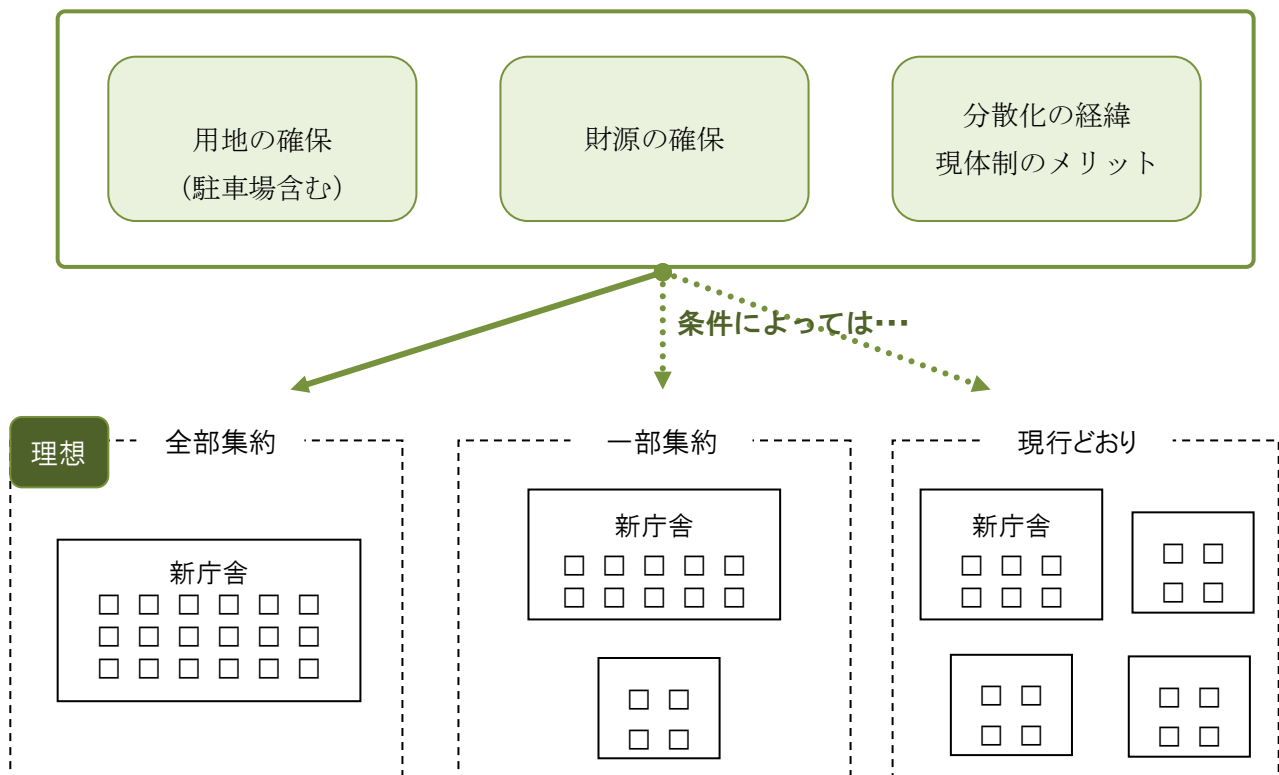
新庁舎の建設については、第2次亀山市総合計画の基本構想において新庁舎建設を掲げ、前期基本計画の中で「行政サービスの提供や防災など行政の中心拠点となる新庁舎建設に向けて、都市機能・防災なども含めた多面的な検討を行う。」こととしています。

また、亀山市公共施設等総合管理計画において、市庁舎の基本方針を「防災や災害時の拠点としての機能強化を図るとともに、市民の利便性を図るため、分散する行政機能の集約化も含めた多機能型の施設を整備する。」としています。

新庁舎建設の検討を行うにあたり、市民の利便性や業務の効率性、維持管理経費等の将来費用などを考慮すると、新庁舎に全ての行政機能を集約することが理想的です。

このことから、新庁舎に全ての行政機能を集約することを基本に検討を進め、駐車場を含めた庁舎の用地の確保や建設費・用地購入費などの財源確保が可能かどうかによって、柔軟に対応していくこととします。

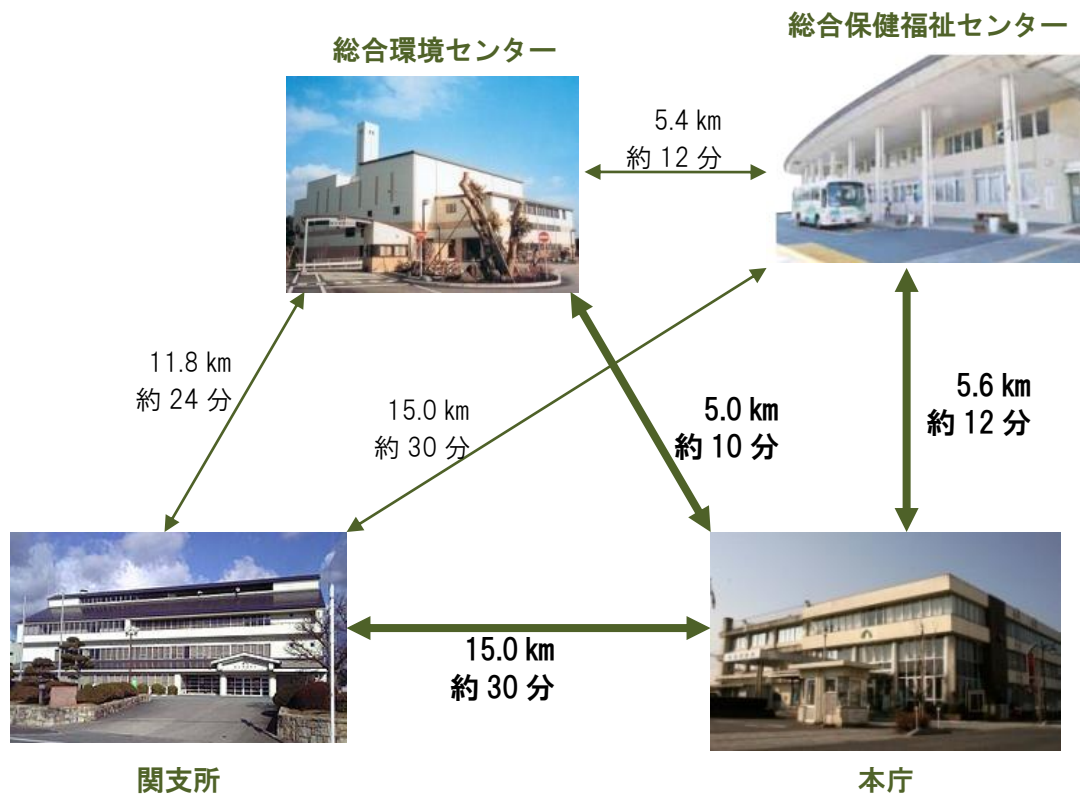
また、行政機能が分散していることで課題・問題点がある一方で、これまで分散化した経緯や現体制のメリットもあることから、それぞれの庁舎（関支所庁舎、総合保健福祉センター、総合環境センター）について整理しながら、今後の方向性を検討していくこととします。



## 【各庁舎共通の課題】

- ① 1 箇所で手続きが完了しないこともあり、市民サービスの低下を招いている。また、行政機能が分散しているため、他部局の業務を担う状況となっている。
- ② 会議から決裁や公印等の日常の事務まで、移動による時間がかかり事務効率が悪い。また、庁舎間の移動に公用車が必要であり、燃料費や人件費などのコストがかかっている。

## 【各庁舎間の距離と移動時間】



※距離・時間は往復時の数字

## 2. 各庁舎の現状と検討の方向性

### (1) 関支所庁舎

関支所庁舎は、昭和 58 年に関町役場として建設され、合併後も支所として行政サービスの提供を行っていますが、その機能については、合併によるスケールメリットを活かすため、行財政改革の視点も取り入れながら、組織・機構の改革などによって段階的に縮小を図ってきました。現在、1 階に生活文化部（地域観光課・文化スポーツ課）、2 階に上下水道部を配置しており、特に 1 階の地域サービスグループでは、総合的な窓口として各種証明書の発行や市税・保険料等の納付受付など、多岐にわたるサービスを実施しています。

上下水道部は、上水道部門（水道庁舎）と下水道部門（本庁舎）に組織も庁舎も分かれていましたが、平成 18 年 4 月の組織・機構改革により統合し、事務所を関支所庁舎に移しています。上下水道に関しては、道路工事や給水装置工事など産業建設部（道路部門）との関係が深いため、非効率な部分もあります。

また、平成 30 年 4 月には、文化・スポーツ部門を関支所庁舎に移し、観光交流グループやまちなみ文化財グループとの連携強化を図っています。



関支所庁舎については、新庁舎建設に伴って支所機能のあり方を見直す必要があります。そのためには、生活文化部については、地域サービス（加太出張所含む）、観光交流、まちなみ文化財、文化スポーツの 4 つの部門ごとにあり方を検討していく必要があります。また、上下水道部については、特に上水道課において事務所と中央監視制御装置とが別になっていることから、監視体制の問題や装置が設置されている施設の老朽化、市民サービスの向上や事務の効率化など総合的に勘案して、事務所のあり方を検討していく必要があります。

## （２）総合保健福祉センター

総合保健福祉センターは、平成 13 年の開設から約 17 年にわたって、地域福祉、健康増進、子ども子育てや障がい者、高齢者支援などの施策を総合的に推進するための保健・福祉の拠点として、その役割を果たしています。

また、同一施設内に社会福祉協議会の事務所を設置しており、長年にわたって、市と同協議会が互いに緊密な連携体制を築きながら、市民にきめ細かな地域福祉の支援を実施してきたことは、本市の大きな特徴となっています。

このような環境下において、近年、子ども子育て面では、子育て世代包括支援センターを設置し、急速な核家族化の進行等で、子育て中の保護者の約 4 割が何らかの悩みや不安を抱えていることから、妊娠・出産から子育てにわたる切れ目ない支援を一体的に提供していくこととしています。

また、高齢者福祉面では、近接する医療センターとも緊密な連携体制を確保しながら、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。

さらに、地域福祉面では、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や、周囲に悪影響を及ぼす「ごみ屋敷」問題など新たな地域課題が深刻化しており、これと併せて多様化・複層化する支援ニーズに的確に対応するため、地域の課題を地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみと、既存の縦割りのシステムを総合的な支援のしくみに転換する「丸ごと」の包括的な相談支援体制の整備により、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。



総合保健福祉センターについては、関係機関と連携を密にしながら、保健・福祉行政サービスをきめ細かに行ってきた経緯があります。また、現在の場所については、医療センターにも隣接し、第 2 次亀山市総合計画基本構想の都市空間形成の基本方針等により「医療・福祉拠点」としても位置付けています。

このことから、現体制と集約した時のメリット・デメリットを十分に比較検討し、事務所のあり方を検討していく必要があります。



### (3) 総合環境センター

総合環境センターは、平成 12 年に市の環境施策を総合的に推進することを目的に設置され、現在、環境創造グループと廃棄物対策グループが相互連携のもと行政サービスを提供しています。特に廃棄物対策グループの事務部門は、開設以来、現場部門と一体となって業務にあたっており、施策を推進する体制が確立されています。

昨今、環境を取り巻く情勢は年々変化しており、都市化の進展や産業構造の変化、エネルギー事情の変遷による生活環境の悪化、生態系の破壊、地球温暖化の進行など様々な環境問題に直面しています。また、第 2 次亀山市総合計画前期基本計画に「環境負荷の少ない社会の実現」「ごみの減量化、リサイクル化の推進」「廃棄物処理施設の適正管理」を施策として掲げており、これらに的確・迅速に対応していくことが求められています。

このような中で、総合環境センターのごみ溶融施設は平成 22 年度に長寿命化計画を策定し、平成 24～26 年度に基幹的設備改良工事を実施しており、また、平成 28 年度以降計画的に主要な設備・機器の大規模整備工事を進めるなど、施設の稼働予定期間を平成 41(2029)年度末まで延命化することとしています。

平成 42(2030)年度以降のごみ処理施設のあり方については現時点では未定ですが、財政的負担を考えた場合、近隣自治体との広域処理についても視野に入れ、その方向性を模索する必要がありますが、仮に広域処理とした場合、その実施時期によっては、平成 42(2030)年度以降も数年は現有施設を引き続き稼働させる必要も生じてきます。



総合環境センターのごみ溶融施設については、平成 41(2029)年度末まで延命化をしています。

このことから、今後も市単独で更新する場合と広域処理とする場合とで検討内容が異なってくるため、近隣自治体とも協議しながら、事務所のあり方を検討していく必要があります。

### III. 基本理念と基本方針

#### 1. 基本理念

新庁舎は、南海トラフに起因する大規模な地震災害や風水害など、災害時における都市機能を維持するため、市民の安心・安全を支える防災や危機管理の拠点としての機能と耐震性を備えた庁舎とします。

また、市民の利便性の向上と多様化する行政需要への効率的かつ機能的な対応を実現するため、可能な限り1箇所で手続きが済むよう集約化を図るとともに、新たなまちづくりの拠点として市民に開かれ、誰もが気軽に利用でき交流が生まれる庁舎とします。

**市民に開かれた、安心と希望へつながる庁舎**

#### 2. 基本方針

新庁舎の基本理念を具体化するため、7つの基本方針を以下のように定めます。

##### ①防災拠点となる庁舎

東日本大震災や熊本地震など大規模な地震が頻発しており、市民の防災に対する意識は高まっています。特に、震度7が2回連続で発生した熊本地震により、庁舎に対する重要性が一段と増しており、自立性を備えたライフラインの代替設備や防災備蓄を備えた防災や危機管理の拠点としての機能を発揮できる施設であることが重要です。

このことから、施設としての十分な耐震性能を確保し、長期間使い続けられる安全な庁舎とします。

##### ②市民の利便性と庁舎内の連携が向上する庁舎

訪れた市民が新しい庁舎で全ての手続きを済ませることができる利便性の高い庁舎となることが、期待されています。

また、働く職員にとっても部署間のコミュニケーションを取りやすくすることで、市民サービスの質の向上につなげていくことが重要です。

新庁舎を整備するにあたっては、可能な限り行政機能を集約した庁舎とします。

##### ③誰もが利用しやすく、親しまれる庁舎

年齢や性別、身体機能、国籍を問わず、誰もが利用しやすく、人への優しさが感じられることが大切であり、利便性の高い窓口・相談機能、分かりやすいサインシステムの導入や余裕のある駐車場の確保が求められます。

このことから、ユニバーサルデザインの思想を全面的に取り入れた庁舎とします。

#### ④機能的・効率的で働きやすい庁舎

十分な執務スペース、会議室及び書庫等の確保、ITを活用した行政サービスの電子化への対応などの環境整備や、個人情報の保護など高度なセキュリティ対策と市民への情報公開に的確に対応できる情報管理など、単に庁舎を更新するだけでなく、地方分権、市民ニーズや行政需要の変化に柔軟に対応できる庁舎とすることが重要です。

このことから、職員が効率的に事務を遂行できる機能的で働きやすい庁舎とします。

#### ⑤市民が気軽に交流できる庁舎

申請や届出など単なる行政手続きの場だけでなく、待ち合わせできるロビーや交流のスペースを設置するなど、市民の憩いの場としての役割も担うことが期待されています。

このことから、市民が気軽に利用でき、新しい交流が生まれるような庁舎とします。

#### ⑥経済性・環境に配慮した庁舎

新庁舎の建設にあたっては、建設費用（イニシャルコスト）だけでなく、供用開始後にメンテナンスや更新が行いやすい構造にするなど維持管理費用（ランニングコスト）も含めて検討することが重要です。

このことから、ライフサイクルコストの縮減を考慮した耐久性や経済性に優れた庁舎とします。

また、自然採光・自然換気など環境負荷を低減するための省エネルギー対策に配慮した環境にやさしい庁舎とします。

#### ⑦まちづくりとの連携を図った庁舎

庁舎は、市の「顔」であるとともに、地域の核となるものであることから、都市計画の方向性や土地利用方針との整合を図る必要があります。

施設の景観は、シンプルでありながらも、豊かな自然や文化、歴史的な背景、地域性などに配慮し、市民が庁舎に親しみや愛着を持つことができる庁舎とします。

【基本理念】

【基本方針】

【導入する機能】

市民に開かれた、安心と希望へつながる庁舎

①防災拠点となる庁舎

防災拠点機能

- ①耐震性の確保
- ②災害対策機能の整備

②市民の利便性と庁舎内の連携が向上する庁舎

市民サービス機能

- ①分かりやすい案内の整備
- ②プライバシーにも配慮した窓口の整備
- ③利用しやすい設備の整備
- ④十分な駐車スペースの確保
- ⑤受動喫煙防止への対応

③誰もが利用しやすく、親しまれる庁舎

議会機能

- ①議会施設の整備
- ②施設の多目的利用の検討

④機能的・効率的で働きやすい庁舎

執務機能

- ①執務空間の整備
- ②セキュリティ機能の整備
- ③働きやすい環境の整備

⑤市民が気軽に交流できる庁舎

市民交流機能

- ①交流スペースの整備
- ②情報発信機能の整備

⑥経済性・環境に配慮した庁舎

省エネ機能

- ①省エネルギーへの対応
- ②ライフサイクルコスト低減への対応

⑦まちづくりと連携を図った庁舎

## IV. 新庁舎の概要

### 1. 導入する機能

新庁舎の基本理念や基本方針の実現に向けて、新庁舎に導入する基本的な機能を次のように整理します。

なお、他の公共施設を含めた多機能集約とする場合や、建築物等関係法令の改正や技術革新など外部環境の変化への対応が必要な場合は、さらに付加する機能を検討する必要があります。



#### (1) 防災拠点機能

##### ① 耐震性の確保

- ◆耐震・免震・制震構造など高い耐震性能を備えた庁舎とするとともに、防災拠点としての必要な機能を備える必要がある。
- ◆来庁者や職員の安全対策を万全に行うため、非構造部材や建築設備の耐震性の確保、分かりやすい避難経路の計画などが必要である。

##### ② 災害対策機能の整備

- ◆災害への迅速な対応が可能となるよう、危機管理部門を配置するフロアのゾーニングを行い、必要な危機管理・災害対策機能の確保を行う必要がある。
- ◆災害対策にあたる各部（班）との円滑な連絡調整と効率的な情報収集を行うため、必要な

通信機器などの機能を備えた会議室の設置が求められる。

- ◆継続した災害対策業務を行えるよう、災害用の資機材の備蓄庫、仮眠スペースを確保する必要がある。

## (2) 市民サービス機能

### ① 分かりやすい案内の整備

- ◆窓口への誘導サインの設置や案内サインのデザインの統一、色の使い分け、多国籍表示など、来庁者をスムーズに誘導できるようなサイン計画が必要である。

### ② プライバシーにも配慮した窓口の整備

- ◆仕切り板付きの窓口や用途に応じた窓口、相談スペースなどを配置し、来庁者のプライバシー保護に配慮する必要がある。
- ◆窓口からディスプレイや書類が見えないようなレイアウト、番号による呼び出し表示など個人情報の保護に配慮する必要がある。

### ③ 利用しやすい設備の整備

- ◆高齢者、障がいのある方や子ども連れの来庁者など、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを取り入れた庁舎が求められる。
- ◆窓口部門は低層階に配置し、ワンストップで手続きができるなど来庁者の利便性に配慮する必要がある。
- ◆廊下や階段、エレベーターは動線を考慮し、移動しやすく、分かりやすい配置とする必要がある。
- ◆ゆとりのある待合いスペースや子ども連れの来庁者のための授乳室やキッズコーナーの設置など、快適な待合い空間が求められる。

### ④ 十分な駐車スペースの確保

- ◆駐車しやすい十分な駐車スペースと駐車台数を確保する必要がある。
- ◆車いす使用者及び高齢者や妊娠されている方など、誰もが利用しやすいよう動線も考慮して設置する必要がある。

### ⑤ 受動喫煙防止への対応

- ◆敷地内又は建物内禁煙など、健康増進法の受動喫煙防止対策に基づいて実施する必要がある。

## (3) 議会機能

### ① 議会施設の整備

- ◆市民の声を市政に反映し、民主的な議会運営を進めていくため、議会の独立性を確保するとともに、その基本となる本会議場をはじめ、議員間又は議会と行政が議論するために必要な機能の整備が求められる。

- ◆市民が気軽に傍聴できるよう配慮し、公正で開かれた議会に必要な設備等の整備が必要である。

## ②施設の多目的利用の検討

- ◆会議室等は、議会運営に支障のない範囲での多目的利用について、また議会ロビーは「市民の交流の場」としての活用について検討を行う必要がある。

## (4) 執務機能

### ①執務空間の整備

- ◆作業効率を向上させるためゾーニングを十分行い、適切な執務室や会議室、打合せスペースを確保するとともに、動線を重視したデスクや機器、収納等の配置、人事異動にも柔軟に対応できる執務空間とする必要がある。
- ◆適切な公文書管理が行えるよう管理方法の見直しとともに、書庫のスペース確保やセキュリティ強化、耐火構造の仕様など、資料を大切に保管する必要がある。
- ◆通常は会議室や市民交流スペースとして活用し、臨時的な窓口としても活用できるスペースを確保する必要がある。
- ◆国の「世界最先端IT国家創造宣言」等から、今後も情報通信技術の高度化に更なる対応ができる設計が求められる。また、フリーアクセスフロアや無線化など、IT化に沿った配線が自由にできる構造とし、将来に向けた情報通信網の整備への対応が求められる。

### ②セキュリティ機能の整備

- ◆不審者の侵入により住民の財産が損なわれないよう、執務時間内、夜間・休日のそれぞれの時間帯における市民の利用可能ゾーンを明確にするるとともに、動線に配慮した防犯対策、情報セキュリティ管理の強化が求められる。
- ◆サーバー室などの重要な部屋の出入口には、カードキーや生体認証キーの整備、監視カメラの設置など、セキュリティの強化を図る必要がある。

### ③働きやすい環境の整備

- ◆労働安全衛生法やその他法令に基づき、必要な休憩室や更衣室、職員の健康増進及び円滑な職務遂行のための福利厚生施設の設置は、働きやすい環境を整備する上で必要である。
- ◆職員だけでなく来客者も使用可能な静養室や、衛生上必要な雨具の乾燥スペースなど、執務に伴って付随する必要なスペースを確保する必要がある。

## (5) 市民交流機能

### ①交流スペースの整備

- ◆事務的な手続きだけでなく、市民の交流が生まれるような庁舎とするため、市民活動を支えるための展示のスペースや賑わいづくりのためのイベントスペースの確保が求められる。

## ②情報発信機能の整備

- ◆様々な情報を分かりやすく市民に提供するために、また市民に行政を理解してもらう上でも、ポスター掲示のスペースやパンフレット設置場所を確保する必要がある。

## (6) 省エネ機能

### ①省エネルギーへの対応

- ◆化石燃料や埋蔵資源に頼らず、太陽光、地中熱、地下水熱などの自然の再生可能エネルギーを有効活用し、環境保全を推進する庁舎とする必要がある。
- ◆庁舎を使用する上で必要となる空調負荷、照明負荷などをできるだけ抑制するために、様々な省エネ技術を採用し、環境負荷の低減を図る必要がある。
- ◆自然採光・自然換気など、地球環境に配慮した庁舎が求められる。

### ②ライフサイクルコスト低減への対応

- ◆メンテナンスや更新が行いやすい構造にし、特殊な装置や設備は極力導入しないなど、ライフサイクルコストの低減を考慮した耐久性や経済性に優れた庁舎とする必要がある。



## 2. 施設の性能

### (1) 耐震性能

庁舎は、大地震発生等の非常時において防災拠点としての機能が果たせるよう、十分な耐震安全性を備える必要があります。

このため、新庁舎については、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日）」に定める耐震安全性の目標とする「災害対策の指揮、情報伝達等のための施設（指定行政機関が入居する施設等）」の基準に準じて、構造体はⅠ類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類を基本としつつ、免震、制震構造の採用も検討し、防災拠点としての機能が維持できるよう耐震性能を確保します。

#### 【耐震安全性の分類】

| 施設の用途                | 対象施設   | 耐震安全性の分類 |         |      |
|----------------------|--|----------|---------|------|
|                      |  | 構造体      | 建築非構造部材 | 建築設備 |
| 災害対策の指揮、情報伝達等のための施設  | 指定行政機関が入居する施設<br>指定地方行政ブロック機関が入居する施設<br>東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設 | Ⅰ類       | A類      | 甲類   |
|                      | 指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設                                       | Ⅱ類       |         |      |
| 被災者の救助、緊急医療活動等のための施設 | 病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設   | Ⅰ類       | A類      | 甲類   |
|                      | 上記以外の病院関係施設  | Ⅱ類       |         |      |
| 避難所として位置付けられた施設      | 学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設  | Ⅱ類       | A類      | 乙類   |
| 危険物を貯蔵又は使用する施設       | 放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設   | Ⅰ類       | A類      | 甲類   |
|                      | 石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設  | Ⅱ類       | A類      |      |
| 多数の者が利用する施設          | 学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等  | Ⅱ類       | B類      | 乙類   |
| その他                  | 一般官公庁施設(上記以外のすべての官庁施設)   | Ⅲ類       | B類      | 乙類   |

【耐震安全性の目標】

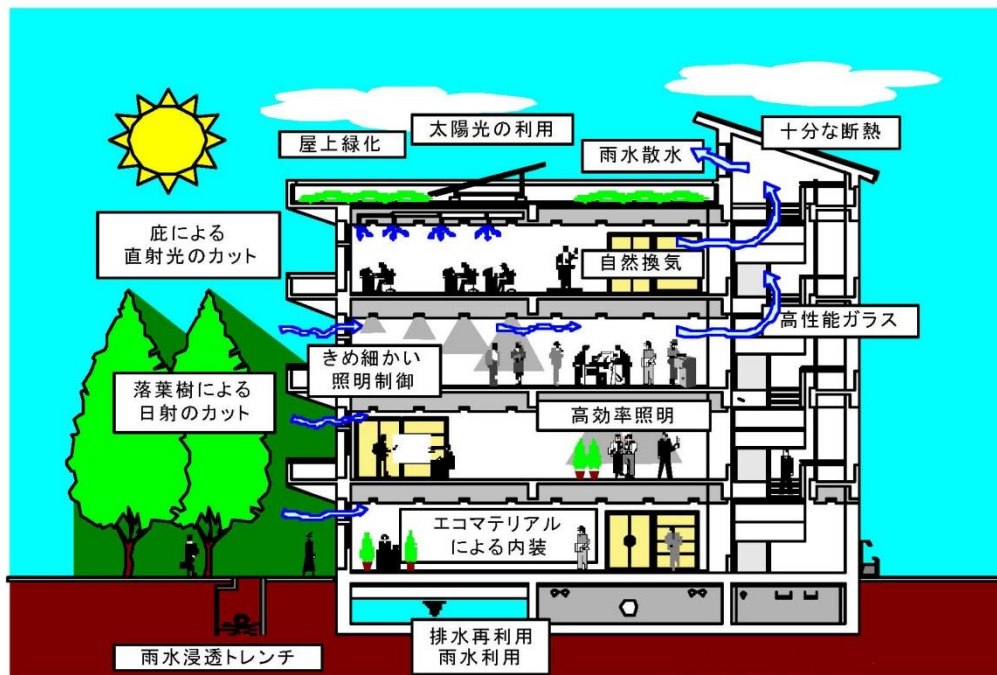
| 部位      | 耐震安全性の目標   |  |   |
|---------|--|--|---|
|         | I類   | II類  | III類  |
| 構造体     | 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。   | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 |
| 建築非構造部材 | A類   | B類   |   |
|         | 大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 | 大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。            |   |
| 建築設備    | 甲類   | 乙類   |   |
|         | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。                                      | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。                                     |   |

(2) 環境への配慮

国土交通省では、「官庁施設の環境保全性基準」を設け、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、周辺環境の保全に配慮した官庁施設の整備を推進しています。

新庁舎においても、この基準に即した機能を持つ建物の整備を検討します。

【環境配慮型庁舎のイメージ（出典：国土交通省）】



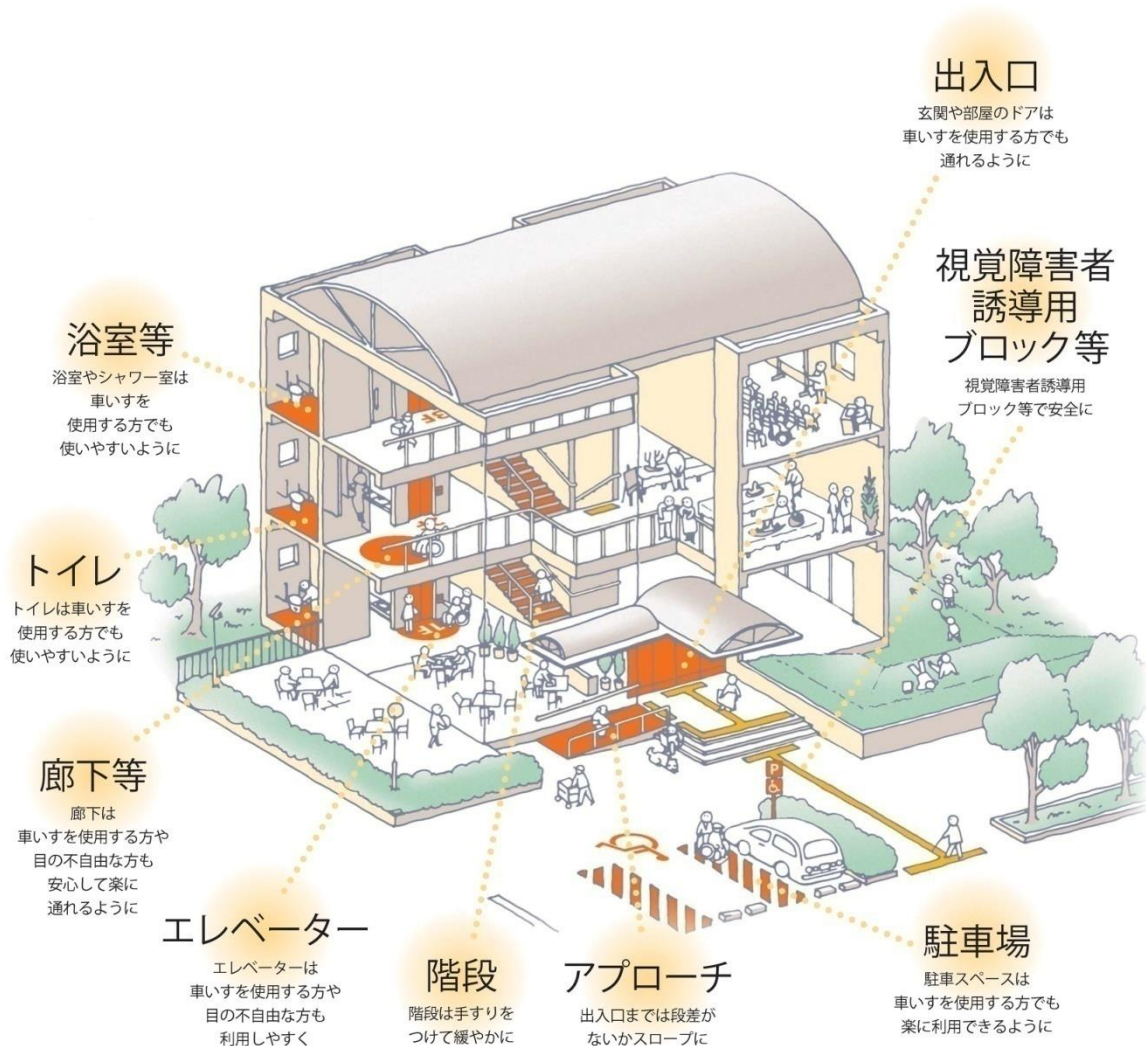
### (3) ユニバーサルデザインへの対応

高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり計画などに沿った、年齢や性別、障がいの有無、国籍に関わらず、全ての来庁者が分かりやすく利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備が求められています。

また、国土交通省は、本格的な少子・高齢社会の到来を背景に、全ての施設利用者が円滑かつ快適に利用できる官庁施設の整備を推進するため、「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」を定めています。

新庁舎においても、これらの基準に即した機能を持つ庁舎の整備を検討します。

#### 【バリアフリー化のイメージ（出典：国土交通省）】



### 3. 規模の想定

新庁舎の規模については、現在行政機能が主に本庁舎、関支所庁舎、総合保健福祉センター、総合環境センターの4つに分かれていることから、様々な集約パターンにより算定を行います。

#### (1) 規模算定の前提条件

新庁舎の規模を算定するための基本的な条件は、次のとおりとします。

##### ①将来人口

平成 27 年度策定の亀山市人口ビジョンでは、平成 72 (2060) 年に概ね 5 万人の総人口の確保を目指すこととしています。また、第 2 次亀山市総合計画においても、平成 37 (2025) 年度で総人口を 50,126 人と見込んでいることから、現状維持とします。

##### ②職員数

新庁舎の必要面積を計算するための各庁舎内で事務に従事する職員の数、下表のとおりとなっています。

今後においても、地方分権一括法による国・県からの事務・権限移譲や複雑化してきている市民ニーズに対して、きめ細やかなサービスをできる体制を維持するため、新庁舎の職員数については、現状と同規模とします。

平成 30 年 4 月 1 日現在【単位：人】

| 庁舎         | 特別職 | 一般職 | 非常勤職員 | 計   |
|------------|-----|-----|-------|-----|
| 本庁舎        | 3   | 197 | 73    | 273 |
| 関支所庁舎      |     | 52  | 9     | 61  |
| 総合保健福祉センター |     | 37  | 28    | 65  |
| 総合環境センター   |     | 16  | 6     | 22  |
| 合計         | 3   | 302 | 116   | 421 |

##### ③議員数

議員数については、亀山市議会議員定数条例に定める 18 人とします。

#### (2) 延床面積の算定方法

新庁舎の延床面積については、次の算定方法により算出します。

##### ①地方債同意等基準運用要綱等（総務省）

この総務省通知の標準面積は「地方債充当率等の簡素化について（平成 23 年 1 月 25 日 総務省自治財政局地方債課事務連絡）」において「平成 23 年度から庁舎整備事業については標準面積及び標準単価等に基づく標準的な事業費の取扱いを廃止する」としていますが、地方自治体の庁舎規模の基準として広く用いられてきています。

玄関・広間・廊下・階段・その他通路等については、実情に応じてプラス 10%までの増加が可能です。

【算定表】

| 区分       | 職員数                                  | 換算率  | 換算職員数 | 基準面積               | 標準面積           |
|----------|--------------------------------------|------|-------|--------------------|----------------|
| ①事務室     |                                      |      |       |                    |                |
| 特別職      | 人                                    | 20.0 | 人     | 4.5 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 部長・次長級   | 人                                    | 9.0  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 課長級      | 人                                    | 5.0  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 課長補佐・係長級 | 人                                    | 2.0  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 一般職員     | 人                                    | 1.0  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 小計(職員数)  | 人                                    |      | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| ②倉庫      | 事務室面積×13%                            |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ③会議室等    | 職員数×7 m <sup>2</sup>                 |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ④玄関等     | 各室面積(事務室+倉庫+会議室等)×40%                |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑤車庫等     | 本庁にて直接使用する公用車数(5台)×25 m <sup>2</sup> |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑥議会関係諸室  | 議員定数(18人)×35 m <sup>2</sup>          |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| 合計       |                                      |      |       |                    | m <sup>2</sup> |

②新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）

官公庁施設の質的水準を統一的に確保するため、国土交通省が作成した基準です。

ただし、市役所庁舎に必要な窓口機能、保管機能、防災機能、福利厚生機能等についての算定基準はありませんが、固有業務に必要な面積として、他市の事例を参考に算定します。

【算定表】

| 区分      | 職員数  | 換算率  | 換算職員数 | 基準面積               | 標準面積           |
|---------|--|------|-------|--------------------|----------------|
| ①事務室    |  |      |       |                    |                |
| 特別職     | 人  | 18.0 | 人     | 4.0 m <sup>2</sup> | m <sup>2</sup> |
| 部長・次長級  | 人  | 9.0  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 課長級     | 人  | 5.0  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 課長補佐    | 人  | 2.5  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 係長級     | 人  | 1.8  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 一般職員    | 人  | 1.0  | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| 小計(職員数) | 人  |      | 人     |                    | m <sup>2</sup> |
| ②会議室    | 職員 100人当たり 40 m <sup>2</sup> 、10人増すごとに 4 m <sup>2</sup> ×1.1 |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ③電話交換室  | 換算職員が 800人～1,000人  |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ④倉庫     | 事務室面積×13%  |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑤宿直室    | 1人当たり 10 m <sup>2</sup> 、1人増すごとに 3.3 m <sup>2</sup> (2名を想定)  |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑥押入れ等   | 1人当たり 10 m <sup>2</sup> 、1人増すごとに 1.65 m <sup>2</sup> (2名を想定) |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑦湯沸室    | 標準 6.5 m <sup>2</sup> ～13 m <sup>2</sup>                     |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑧受付・巡視溜 | 最小 6.5 m <sup>2</sup>  |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑨便所・洗面所 | 職員数×0.32 m <sup>2</sup> /人                                   |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑩医務室    | 職員数 400人以上 450人未満  |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑪売店     | 職員数×0.085 m <sup>2</sup> /人                                  |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑫食堂・喫茶室 | 職員数 400人以上 450人未満  |      |       |                    | m <sup>2</sup> |
| ⑬議会関係諸室 | 議員定数 18名×35 m <sup>2</sup> (総務省基準を準用)                        |      |       |                    | m <sup>2</sup> |

|          |   |   |
|----------|---|---|
| ⑭固有業務    | 業務支援機能、窓口機能、防災機能、保管機能、福利厚生機能等(職員1人当たり7㎡で計算) | ㎡ |
| 小計①      |   | ㎡ |
| ⑮機械室     | 小計①の面積が5,000㎡以上10,000㎡未満(冷暖房)               | ㎡ |
| ⑯電気室     | 小計①の面積が5,000㎡以上10,000㎡未満(高圧受電)              | ㎡ |
| ⑰自家発電室   | 小計①の面積が5,000㎡以上10,000㎡未満                    | ㎡ |
| 小計②      |   | ㎡ |
| ⑱玄関、廊下など | (小計①+小計②)×0.35㎡                             | ㎡ |
| ⑲車庫      | 乗用車18㎡/台、バス20㎡/台                            | ㎡ |
| 合計       |   | ㎡ |

### ③他の自治体の事例

類似規模都市における近年建設された庁舎の延床面積は、平均で12,021㎡であり、職員一人当たりの床面積は、平均で32.6㎡/人となっています。

| 自治体名 |      | 建設年度     | 人口(人)  | 延床面積(㎡) | 職員数(人) | 職員1人当たり床面積(㎡/人) |
|------|------|----------|--------|---------|--------|-----------------|
| 三重県  | いなべ市 | 平成31年度予定 | 45,574 | 14,612  | 370    | 39.5            |
| 三重県  | 伊賀市  | 平成30年度   | 92,409 | 14,521  | 485    | 30.0            |
| 愛知県  | みよし市 | 平成24年度   | 62,728 | 10,165  | 315    | 32.3            |
| 岐阜県  | 土岐市  | 平成31年度予定 | 56,597 | 10,456  | 319    | 32.8            |
| 埼玉県  | 北本市  | 平成26年度   | 68,888 | 9,620   | 308    | 31.2            |
| 茨城県  | 坂東市  | 平成28年度   | 52,785 | 12,802  | 370    | 34.6            |
| 和歌山県 | 紀の川市 | 平成25年度   | 65,840 | 13,500  | 400    | 33.8            |
| 熊本県  | 玉名市  | 平成26年度   | 69,541 | 10,489  | 396    | 26.5            |
| 平均   |      |          |        | 12,021  |        | 32.6            |

### (3) 新庁舎の延床面積の設定

算定方法①～③による各パターンの延床面積は下表のとおりです。

| パターン                    | ①総務省      | ②国土交通省    | ③他市事例   |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|
| 全庁舎を集約した場合              | 10,761.1㎡ | 12,387.3㎡ | 12,021㎡ |
| 関支所庁舎・総合環境センターを集約した場合   | 9,312.5㎡  | 10,986.2㎡ | —       |
| 関支所庁舎・総合保健福祉センターを集約した場合 | 10,324.8㎡ | 11,957.8㎡ | —       |
| 関支所庁舎を集約した場合            | 8,876.2㎡  | 10,562.9㎡ | —       |

#### (4) 敷地面積

新庁舎の敷地面積については、建物にかかる敷地のほか、外構緑地面積や駐車場等に要する面積が必要になります。

##### ①敷地及び外構緑地面積

市内での敷地条件については、主に容積率が200%となっていることから、建物にかかる敷地は、延床面積の半分以上の面積が必要となります。

また、敷地面積が3,000㎡以上となる場合は、敷地内に3%以上の緑地を設ける必要があります。

##### ②駐車場等

平成30年4月1日現在の各庁舎の駐車場は、下表のとおりとなっています。また、本庁舎の敷地には、駐輪場が2箇所あり、約30台の駐輪スペースがあります。

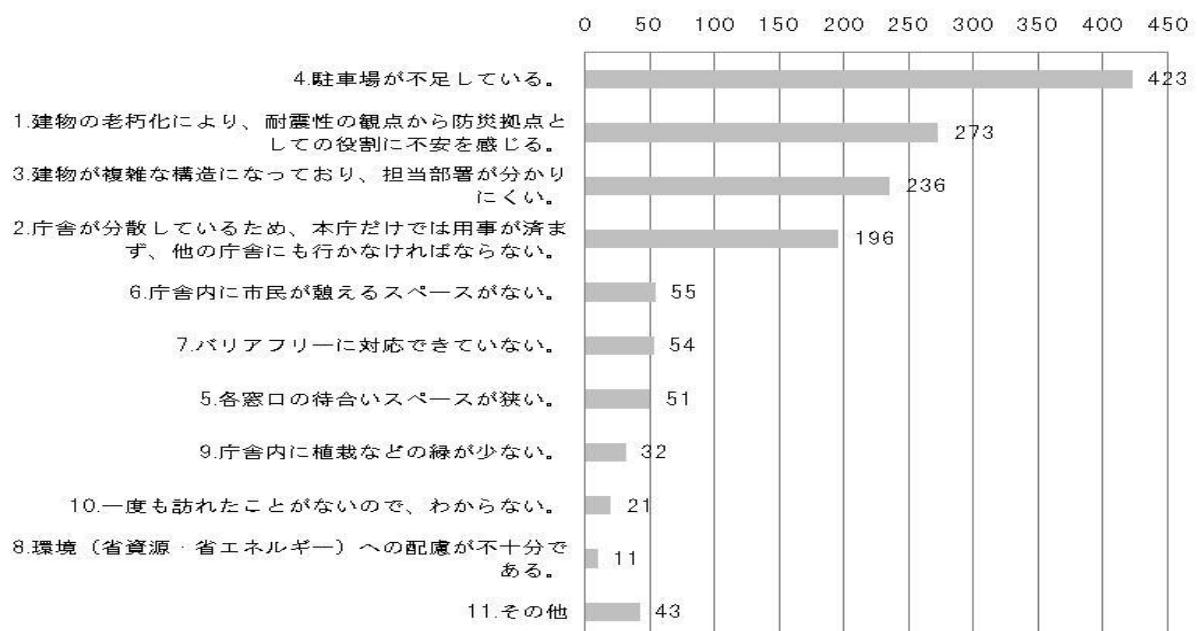
駐車場については、市民アンケート調査においても現庁舎の問題点として「駐車場が不足している」と回答している割合が最も多くなっており、十分な駐車スペースの確保が求められています。

新庁舎の駐車場及び駐輪場については、現在の駐車台数を基本に増加要因も加味しながら、駐車スペースを確保することとします。

必要面積については、他市事例を参考にし、自動車1台当たり25㎡、自転車1台当たり1.5㎡として算出するものとします。

平成30年4月1日現在【単位：台】

| 施設名        | 来客用 | 公用車 | 職員用 | 小計  |
|------------|-----|-----|-----|-----|
| 本庁         | 92  | 58  | 213 | 363 |
| 関支所        | 22  | 22  | 55  | 99  |
| 総合保健福祉センター | 183 | 13  | 70  | 266 |
| 総合環境センター   | 25  | 5   | 20  | 50  |
| 合計         | 322 | 98  | 358 | 778 |



## V. 新庁舎建設候補地の条件

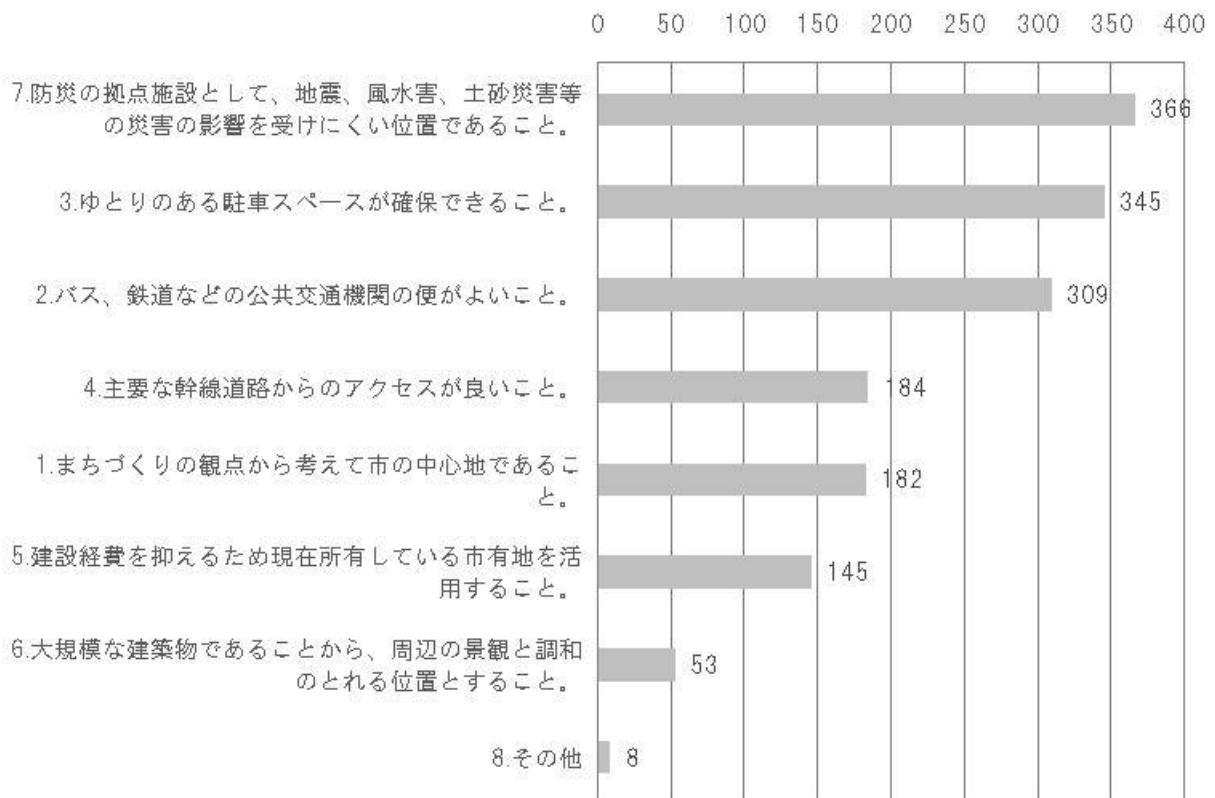
### 1. 候補地選定の考え方

市庁舎は、市民に対し質の高い行政サービスを提供する場であるとともに、まちづくりの拠点施設としての機能を有することが期待されています。

市民アンケートでは、「新庁舎の建設候補地を考える上で重要と思われる項目」の問いに対して、「防災の拠点施設として、地震、風水害、土砂災害等の災害の影響を受けにくい位置であること」の回答が、最も多い結果となりました。

このことから、候補地選定の考え方としては、新庁舎の基本理念等をより実現できる場所であることはもとより、総合計画や関連計画に位置付けられた土地利用構想などの実現、将来のまちづくりの活性化に寄与する場所であることが求められます。

また、庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項の規定により「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と定められていることから、これらを選定の基本として考えていきます。



【市民アンケート調査（平成30年度実施）】



## 2. 候補地の条件

新庁舎建設の候補地については、上記の考え方を踏まえて選定し、次の5つの条件に照らし合わせて建設予定地を検討するものとします。

### ①まちづくりとの整合（計画性）

- ◆第2次亀山市総合計画の土地利用構想等をはじめとする市の施策やまちづくりの方向性との整合性が図られる位置であること。
- ◆大規模な建築物であることから、周辺の景観と調和のとれる位置であること。
- ◆市街地の活性化に寄与できる位置であること。

### ②住民サービスの向上（利便性）

- ◆電車・バスなどの公共交通機関や徒歩、自転車等でも利用しやすい位置であること。
- ◆自動車などで利用しやすい、道路交通アクセスの利便性の高い位置であること。

### ③災害等への安心・安全の確保（安全性）

- ◆防災の拠点施設として、地震、風水害、土砂災害等の災害の影響を受けにくい位置又はその対策が十分とれる位置であること。
- ◆災害時において、多方向からのアクセスが確保される位置であること。

### ④必要用地の確保（実現性）

- ◆庁舎や駐車場など必要とする面積を確保できる位置であること。
- ◆用地の確保など概ね計画期間に完成する位置であること。

### ⑤財政への対応（経済性）

- ◆財政負担の軽減を図るため、用地確保にかかる用地費、敷地造成費の低減が図れる位置であること。
- ◆インフラ整備費などの関連事業費の低減が図れる位置であること。

## 3. 新庁舎建設予定地の決定

新庁舎建設基本計画の策定段階において、現庁舎敷地を含めた建設候補地を複数選定し、その後候補地の選定の考え方や条件に最も適合する位置を建設予定地として決定します。

建設候補地の選定及び建設予定地の決定に当たっては、議会や市民・有識者で構成する検討委員会などの意見も十分反映させていきます。

なお、新庁舎の位置を現在地から変更する場合は、亀山市事務所位置条例の改正の議決（特別議決）が必要となることから、十分に理解を得ながら検討していく必要があります。

## VI. 事業計画の検討

### 1. 事業手法

新庁舎建設の事業手法については、一般的に実施されてきている直接建設方式（従来方式）だけでなく、民間の資金やノウハウを活用できるPFI方式などを導入する事例も増えてきています。

直接建設方式と代表的なPFI方式の特徴を整理するとともに、以下の視点から事業手法の比較を行います。

#### 【事業手法の比較の視点】

- ①透明性の確保
- ②市民意見の反映
- ③行政ニーズの反映
- ④民間ノウハウの発揮
- ⑤資金調達
- ⑥手続きに必要な時間

#### ①透明性の確保

すべての公共事業において発注の透明性を確保することが求められます。これについては、事業者間の競争性の確保や選定基準の明確化などに留意する必要があります。

双方には、これらを阻害する構造的な要因はなく、特に大きな差異はありません。

#### ②市民意見の反映

庁舎の利用者であり、間接的な発注者でもある市民の意見を設計に反映する機会を設けることができるかどうか重要です。

直接建設方式のうちプロポーザル方式の場合は、「設計者」を選定することから、設計過程で市民の意見を反映させながら進めることができます。

一方、直接建設方式のコンペ方式やPFI方式の場合は、「設計案」を選定することから、設計条件を大きく変更する意見は反映しにくくなります。特に、PFI方式においては、その後の建設工事や管理運営も含めて提案されるため、設計案の変更への対応が直接建設方式に比べて難しくなります。

#### ③行政ニーズの反映

庁舎を利用する行政側のニーズを設計に反映する機会については、直接の発注者であることから、設計協議の段階である程度の修正等は可能であると考えられます。

しかし、契約後については、市民意見と同様に直接建設方式のプロポーザル方式以外は、設計変更となり変更に対する費用負担が発生する可能性があります。

#### ④民間ノウハウの発揮

特定の工事（施工法）を得意としている、あるいは同様の経験を持っているために効率化が図れるといったように民間のノウハウを発揮できるかを比較すると、設計と施工を同時に実施するPFI方式は、こうしたノウハウを十分発揮できると考えます。

また、設計、建設工事、管理運営を一括で行うことから、トータルコストの削減も図れると考えられます。

#### ⑤資金調達

PFI方式の特徴は、事業資金を民間が調達し、公共側が初期投資のための資金を準備する必要がないことにあります。基金や地方債等で財源を確保できることや、返済等の将来的な負担を比較しても、それほどメリットの差は生じません。

#### ⑥手続きに必要な時間

PFI方式は、発注にあたって業務の範囲が広がることから、実施方針や募集要領、これらについての質疑応答を行わなくてはなりません。

これらにより、設計条件やリスク分担について明確にするなど手続きが多く、直接建設方式に比べて12～15ヶ月の期間を追加で要します。

| 区分         | 直接建設方式<br>(従来方式)     | PFI方式<br>(BTO方式)         |
|------------|----------------------|--------------------------|
| 特徴         | <p>各業務を個別に契約</p>     | <p>設計・建設・管理運営を一括して契約</p> |
| ①透明性の確保    | ○                    | ○                        |
| ②市民意見の反映   | ○(プロポーザル方式)／△(コンペ方式) | △                        |
| ③行政ニーズの反映  | ○(プロポーザル方式)／△(コンペ方式) | △                        |
| ④民間ノウハウの発揮 | △                    | ○                        |
| ⑤資金調達      | 公共                   | 民間                       |
| ⑥手続きに必要な時間 | 少                    | 多(+12～15ヶ月)              |

PFI (Private Finance Initiative) とは、従来、国や地方公共団体が行ってきた公共施設等の設計、建設、管理運営等を一体的に民間に委ね、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、トータルコストの削減を図りながら公共サービスを一層効率的かつ効果的に推進する事業手法です。

BTO (Build Transfer Operate) 方式とは、民間が資金調達、設計、建設を行った後、所有権を公共に移転したうえで、民間が運営、維持管理を実施する方式です。

## 2. 事業費と財源

### (1) 事業費

事業費については、「IV. 新庁舎の概要 3. 規模の想定」でも示したとおり、集約パターンによって異なるため、新庁舎の規模や建設場所等の具体的な検討を行う中で、概算の事業費を試算し公表することとします。

なお、建物の概算建築事業費については、一般財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書（平成23年3月）」による1㎡当たりの単価で40万円となっています。しかし、施設の構造やデザイン、仕様、規模によっても異なりますが、労務単価や資材費の上昇などから、近年では1㎡当たり50万円を超える他市の事例も多くなっています。

### (2) 財源

新庁舎建設に必要な財源の一つとして、庁舎建設基金の積立を行っています。平成29年度末までの残高は11億円となっており、今後も可能な範囲で積立を継続していきます。

この基金と借入可能な起債による金額を基本とし、一般財源への負担を出来る限り抑制できるよう努めます。

## 3. 建設スケジュール

新庁舎の建設については、建設場所によって異なりますが、移転によって用地取得が必要となる場合を想定したスケジュールを以下に示します。

なお、現在地での建替えの場合には、用地交渉・取得が不要となり、その期間が短縮されます。

| 項目              | 2019年度<br>(31年度) | 2020年度<br>(32年度) | 2021年度<br>(33年度) | 2022年度<br>(34年度) | 2023年度<br>(35年度) | 2024年度<br>(36年度) | 2025年度<br>(37年度) | 2026年度<br>(38年度) | 2027年度<br>(39年度) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 基本計画<br>建設予定地決定 | →                |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |
| 用地交渉・取得         |                  |                  |                  | →                |                  |                  |                  |                  |                  |
| 基本・実施設計         |                  |                  |                  |                  |                  | 基本設計             | 実施設計             |                  |                  |
| 建設工事            |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  | →                |                  |

# 資料

## 1. 亀山市新庁舎建設庁内検討委員会

### 亀山市新庁舎建設庁内検討委員会規程

平成 30 年 4 月 16 日訓令第 14 号

(設置)

第 1 条 新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査検討するため、亀山市新庁舎建設庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、新庁舎の建設に関する基本構想及び基本計画の策定その他新庁舎の建設に関し必要な事項について調査検討する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総合政策部長を、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 6 条 委員会は、その所掌事務を調査研究させるため必要があるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員及び運営については、別に定める。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

|        |        |        |        |         |       |
|--------|--------|--------|--------|---------|-------|
| 生活文化部長 | 健康福祉部長 | 産業建設部長 | 上下水道部長 | 総合政策部次長 | 危機管理監 |
| 地域医療部長 | 消防部長   | 教育部長   | 議会事務局長 |         |       |

### 亀山市新庁舎建設庁内検討委員会委員名簿

| No. | 所属・役職        | 氏名    |
|-----|--------------|-------|
| 1   | 副市長（委員長）     | 西口昌利  |
| 2   | 総合政策部長（副委員長） | 山本伸治  |
| 3   | 総合政策部次長      | 落合浩   |
| 4   | 生活文化部長       | 佐久間利夫 |
| 5   | 健康福祉部長       | 井分信次  |
| 6   | 産業建設部長       | 大澤哲也  |
| 7   | 上下水道部長       | 宮崎哲二  |
| 8   | 危機管理監        | 久野友彦  |
| 9   | 議会事務局長       | 草川博昭  |
| 10  | 教育部長         | 草川吉次  |
| 11  | 消防部長         | 平松敏幸  |
| 12  | 地域医療部長       | 古田秀樹  |

### 新庁舎機能検討ワーキンググループ名簿

| No. | 所属・役職           | 氏名    |
|-----|-----------------|-------|
| 1   | まちづくり協働課長（リーダー） | 深水隆司  |
| 2   | 総務課長（サブリーダー）    | 笠井武洋  |
| 3   | 市民課長            | 桜井伸仁  |
| 4   | 産業振興課長          | 富田真左哉 |
| 5   | 都市整備課長          | 草川保重  |
| 6   | 防災安全課長          | 久野友彦  |
| 7   | 教育総務課長          | 原田和伸  |
| 8   | 議事調査課長          | 渡邊靖文  |

### 行政機能集約検討ワーキンググループ名簿

| No. | 所属・役職           | 氏名   |
|-----|-----------------|------|
| 1   | 政策課長（リーダー）      | 豊田達也 |
| 2   | 環境課長（サブリーダー）    | 谷口広幸 |
| 3   | 地域観光課長          | 木田博人 |
| 4   | 文化スポーツ課長        | 小林恵太 |
| 5   | 地域福祉課長          | 大泉明彦 |
| 6   | 長寿健康課長(兼)地域医療課長 | 小森達也 |
| 7   | 子ども未来課長         | 宇野勉  |
| 8   | 上水道課長           | 杉本良則 |
| 9   | 下水道課長           | 松尾敏  |

## 2. 策定経過

| 開催日                   | 会議等                              | 内容   |
|-----------------------|----------------------------------|--|
| 平成 30 年 5 月 25 日      | 第 1 回 亀山市新庁舎建設<br>庁内検討委員会        | ◆検討の進め方について（検討体制、ロードマップ）<br>◆現庁舎の課題・問題点の整理について<br>◆市民アンケートについて   |
| 5 月 28 日              | 第 1 回 行政機能集約検討<br>ワーキンググループ会議    | ◆検討の進め方について（検討体制、ロードマップ）<br>◆現庁舎の課題・問題点の整理について<br>◆市民アンケートについて   |
| 5 月 31 日              | 第 1 回 新庁舎機能検討ワ<br>ーキンググループ会議     | ◆検討の進め方について（検討体制、ロードマップ）<br>◆現庁舎の課題・問題点の整理について<br>◆市民アンケートについて   |
| 6 月 27 日<br>～7 月 17 日 | 市役所新庁舎建設に関す<br>る市民アンケート調査の<br>実施 | ・市内在住 18 歳以上の市民 1,200 人（無作為抽出）を対象<br>・調査票による記入方式（郵送による配布・回収）   |
| 7 月 24 日              | 第 2 回 新庁舎機能検討ワ<br>ーキンググループ会議     | ◆市民アンケート（速報）について<br>◆新庁舎の機能について  |
| 7 月 25 日              | 第 2 回 行政機能集約検討<br>ワーキンググループ会議    | ◆市民アンケート（速報）について<br>◆行政機能の集約について<br>（1）総合環境センター<br>（2）総合保健福祉センター   |
| 8 月 10 日              | 第 3 回 行政機能集約検討<br>ワーキンググループ会議    | ◆行政機能の集約について<br>（1）総合保健福祉センター<br>（2）関支所庁舎  |
| 8 月 21 日              | 第 3 回 新庁舎機能検討ワ<br>ーキンググループ会議     | ◆新庁舎の機能について  |
| 10 月 4 日              | 第 4 回 新庁舎機能検討ワ<br>ーキンググループ会議     | ◆新庁舎建設庁内検討委員会への報告内容について<br>（1）事務局案の確認<br>（2）庁内検討委員会への報告時期  |
| 10 月 11 日             | 第 4 回 行政機能集約検討<br>ワーキンググループ会議    | ◆新庁舎建設庁内検討委員会への報告内容について<br>（1）事務局案の確認<br>（2）庁内検討委員会への報告時期  |
| 10 月 29 日             | 第 2 回 亀山市新庁舎建設<br>庁内検討委員会        | ◆ワーキンググループからの報告について<br>（1）新庁舎機能検討ワーキンググループ<br>（2）行政機能集約検討ワーキンググループ<br>◆市民アンケート調査結果について<br>◆基本構想（中間案）について<br>◆今後のスケジュールについて |
| 12 月 18 日             | 亀山市議会総務委員会                       | 基本構想（中間案）の提出   |
| 平成 31 年 2 月           | 第 3 回 亀山市新庁舎建設<br>庁内検討委員会        | ◆基本構想（最終案）の確認について  |

## 亀山市新庁舎建設基本構想

---

三重県亀山市総合政策部財務課

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

TEL : 0595-84-5025

FAX : 0595-82-9955

URL : <https://www.city.kameyama.mie.jp/>